

昭和二十六年政令第三百十九号
出入国管理及び難民認定法
内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令
に関する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基
き、この政令を制定する。

第二節 収容の開始（第五十五条の十八—第五十五条の二十）	第三節 金品の取扱い等（第五十五条の二十一—第五十五条の三十六）	第四節 保健衛生及び医療（第五十五条の三十七—第五十五条の三十九）
------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------

四 うち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第一条A（2）に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。
日本国領事官等 外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。

に限る。) 及び第三号(第六十一条の二の十七第一項及び第二項に係る部分に限る。)に掲げる事務を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう。

四 日本国領事官等 外国に駐在する日本国の
大使、公使又は領事官をいう。

五 旅券 次に掲げる文書をいう。

イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国
政府又は権限のある国際機関の発行した旅
券又は難民旅行証明書その他当該旅券に代
わる証明書（日本國領事官等の発行した渡
航証明書を含む。）

ロ 政令で定める地域の権限のある機関の發
行したイに掲げる文書に相当する文書

六 乗員手帳 権限のある機関の発行した船員
手帳その他乗員に係るこれに準ずる文書をい
う。

七 人身取引等 次に掲げる行為をいう。

イ 嘗利、わいせつ又は生命若しくは身体に
対する加害の目的で、人を略取し、誘拐
し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐
され、若しくは売買された者を引き渡し、
收受し、輸送し、若しくは藏匿すること。

ロ イに掲げるもののほか、嘗利、わいせつ
又は生命若しくは身体に対する加害の目的
で、十八歳未満の者を自己の支配下に置く
こと。

ハ イに掲げるもののほか、十八歳未満の者
が嘗利、わいせつ若しくは生命若しくは身
体に対する加害の目的を有する者の支配下
に置かれ、又はそのおそれがあることを知
りながら、当該十八歳未満の者を引き渡す
こと。

八 出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛
行場で法務省令で定めるものをいう。

九 運送業者 本邦と本邦外の地域との間にお
いて船舶等により人又は物を運送する事業を
営む者をいう。

十 入国審査官 第六十二条の三に定める入国
審査官をいう。

十一 主任審査官 上級の入国審査官で出入国
在留管理庁長官が指定するものをいう。

十二 特別審理官 口頭審理を行わせるため出
入国在留管理庁長官が指定する入国審査官を
いう。

第十二条の二 難民調査官 第六十二条の三第二項
第二号（第六十二条の二の十一第二項において
準用する第二十二条の四第二項に係る部分）

に限る。) 及び第三号(第六十一条の二の十一
七第一項及び第二項に係る部分に限る。) に
掲げる事務を行わせるため出入国在留管理庁
長官が指定する入国審査官をいう。

十三 入国警備官 第六十一条の三の二に定め
る入国警備官をいう。

十四 違反調査 入国警備官が行う外国人の入
国、上陸又は在留に関する違反事件の調査をす
る。

十五 入国者収容所 法務省設置法(平成十一
年法律第九百三十三号) 第三十条に定める入国者
収容所をいう。

十六 入国者収容所等 入国者収容所又は第五
理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定が
ある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する
上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在
留資格 (高度専門職の在留資格にあっては別表
第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる
第一号イからハまで又は第二号の区分を含み
特定技能の在留資格にあっては同表の特定技能
の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を
含み、技能実習の在留資格にあっては同表の技
能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくは
ロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくは
ロの区分を含む。以下同じ。) 又はそれらの変
更に係る在留資格をもつて在留するものとす
る。

(在留資格及び在留期間)

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管
理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定が
ある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する
上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在
留資格 (高度専門職の在留資格にあっては別表
第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる
第一号イからハまで又は第二号の区分を含み
特定技能の在留資格にあっては同表の特定技能
の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を
含み、技能実習の在留資格にあっては同表の技
能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくは
ロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくは
ロの区分を含む。以下同じ。) 又はそれらの変
更に係る在留資格をもつて在留するものとす
る。

在留資格は、別表第一の上欄(高度専門職の
在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の
下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の
区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同
表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第
二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつ
ては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号
イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号
イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。) 又は
別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一
の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在
留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄
に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上
欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資
格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲

げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行なうことができる。

第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用、高度専門職及び永住者の在留資格（高度専門職の在留資格にあつては、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）以外の在留資格に伴う在留期間は、五年を超えることができない。（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針）

第二条の三 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

第二条の四 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

第二条の五 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第四章第一節第二款において「特定技能雇用契約」という。）を定めなければならない。

（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針）

法務大臣は、基本方針にのつとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国上

前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針）

法務大臣は、基本方針にのつとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国上

家公安部員会、外務大臣及び厚生労働大臣（以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。）と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定めなければならない。

（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針）

分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該分野別運用方針において定める人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

二 前号の産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

三 第一号の産業上の分野において求められる人材の基準に関する事項

四 第一号の産業上の分野における第七条の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

五 前号に掲げるもののほか、第一号の産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要な事項

六 前号に掲げるもののほか、第一号特定期間及び第四章第一節第二款において「適合特定技能雇用契約」という。）の規定による同条第一項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画（第一号特定期間及び第四章第一節第二款において「適合一号特定期間及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

前項の法務省令で定める基準には、同項の本邦の公私機関（当該機関が法人である場合においては、その役員を含む。）が、特定技能雇用契約の締結の日前五年以内に出入国又は労働規制に関する法令に違反して不正又は著しく不当な行為をしていないことを含むものとする。

特定技能所属機関（第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。）が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定に適合するものとみなす。

第二章 入国及び上陸

第一节 外国人の入国

第三条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはならない。

（外国人の入国）

一 有効な旅券を持たない者（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）

二 入国審査官から上陸許可の証印若しくは第九条第四項の規定による記録又は上陸の許可（以下「上陸の許可等」という。）を受けないで本邦に上陸する目的を有する者（前号に掲げる者を除く。）

三 本邦において乗員となる外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第二节 外国人の上陸

（上陸の拒否）

第四条 削除

（特定技能雇用契約等）

別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的か

は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するための必要な事項

三 前号の法務省令で定める基準には、外国人で

あることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

四 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約（第十九条の十九第二号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行

二 第六項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画（第一号特定期間及び第四章第一節第二款において「適合一号特定期間及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

前項の法務省令で定める基準には、同項の本邦の公私機関（当該機関が法人である場合においては、その役員を含む。）が、特定技能雇用契約の締結の日前五年以内に出入国又は労働規制に関する法令に違反して不正又は著しく不当な行為をしていないことを含むものとする。

特定技能所属機関（第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。）が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定に適合するものとみなす。

（特定技能雇用契約等）

別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私機関は、法務省令で定めるところにより、当該機

業生活上、日常生活又は社会生活上の支援（次項及び第四章第一節第二款において「一号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第八項、第七条第一項第二号及び同款において「一号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

一号特定技能外国人支援には、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と日本人との交流の促進に係る支援及び当該外国人がその責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において他の本邦の公私機関との特

定技能雇用契約に基づいて同号に掲げる活動を行おうとする外国人と日本人との交流の促進に係る支援及び当該外国人がその責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において他の本邦の公私機関との特

二 めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第八条(同法第四十四条の九において準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者

三 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者はその能力が著しく不十分な者で、本邦におけるその活動又は行動を補助する者として法務省令で定めるものが随伴しないもの

四 貧困者、放浪者等で生活上國又は地方公共団体の負担となるおそれのある者

五 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の拘禁刑又はこれに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。

六 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は向精神薬の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

五の二 国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議(以下「国際競技会等」という。)の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したことにより、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区)の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数者ののに供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの

七 薬、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に定めるけし、あへん若しくはしがたことのある者（人身取引等により他人の支配下に置かれていた者が当該業務に従事した場合を除く。）

七の二人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

八 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に定める銃砲、クロスピボウ若しくは刀剣類又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）に定める火薬類を不法に所持する者

九 次のイから九までに掲げる者で、それぞれ当該イから九までに定める期間を経過していないもの

イ 第六号又は前号の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年

ロ 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、第五十二条第五項の決定を受け、同項に規定する法務省令で定める日までに同条第四項の規定による許可に基づき退去したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）

ハ 退去の日から一年

ハ 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、その退去の日前に本邦からの退去を強制されたこと及び第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したことのないもの（ロに掲げる者を除く。）退去の日から五年

二 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者（ロ及びハに掲げる者を除く。）退去の日から十年

水 第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国した者（ヘに掲げる者を除く。）出国した日から一年

九 第二十四条の三第一号ロに該当する者であつて、第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者に限る。）出国した日から五年。

九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第二条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処する判決の宣告を受けた者で、その後本国にて本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの。

十 第二十四条第四号オからヨまでのいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者

十一 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十二 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な關係を有する者

イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ハ 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

十三 第十一号又は前号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書图画を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者

第

第三章 上陸の手続

第五条の二 法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であつても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合の他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

第六条 本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを持しなければならない。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないことをとどめている外国人の旅券、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）の旅券又は第六十一条の二の十五第一項の規定により難民旅行證明書の交付を受けている者の当該證明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

3 前項の申請をしようとする外国人は、入国審査官に対し、申請者の個人の識別のために用いられる法務省令で定める電子計算機の用に供するため、法務省令で定めるところにより、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をい

主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が第三項の規定に基き附された条件に違反した場合には、法務省令で定めるところにより、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないときは同項の保証金の全部、その他のときはその一部を没収するものとする。

主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が逃亡する虞があると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を發付して入国警備官に当該外国人を収容させることができる。

第四十条から第四十二条第一項までの規定は、前項の規定による収容に準用する。この場合において、第四十条中「前条第一項の収容令書」と、「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と、第四十一条第一項中三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。」とあるのは「第三章に規定する上陸の手続が完了するまでの間において、主任審査官が必要と認める期間とする。」と、同条第三項及び第四十二条第一項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と読み替えるものとする。
(退去命令を受けた者がどまるところ)

第十三条の二 特別審理官又は主任審査官は、それぞれ第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるとときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設(法務省令で定めるものに限る)にどまることを許すことができる。

特別審理官又は主任審査官は、前項の指定をしたときは、当該外国人及びその者が乗つてきたり、出入国港の近傍にあるその指定する施設(法務省令で定めるものに限る)にどまることを許すことができる。

第四節 上陸の特例

(寄港地上陸の許可)

第十四条 入国審査官は、船舶等に乗つている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く。)が、その船舶等の

寄港した出入国港から出国するまでの間七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸する

ことを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し、その船舶等を許可することができる。ただし、第五条第一項各号のいずれかに該当する者(第

五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、当該外国人に対し、その旨の船舶観光上陸の同条に規定する特定の事由のみによつて第五条

第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。

以下同じ。)に対しては、この限りでない。

主任審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めることにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

第二項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、当該外国人に船舶観光上陸許可書を交付しなければならない。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

(船舶観光上陸の許可)

第十四条の二 入国審査官は、指定旅客船(本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して出入国在留管理庁長官が指定するものをいう。以下同じ)に乗つてゐる外国人(乗員を除く。)が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅

客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日(本邦内の寄港地の数)である航路に就航する指定旅客船に乘つてゐる外国人にあっては、七日)を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定めることにより、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船に乗つてゐる外国人にあっては、七日)を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定めることにより、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船に乗つてゐる外国人にあっては、七日)を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定めることにより、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

ができる。

入国審査官は、指定旅客船に乗つてゐる外国人(乗員を除く。)が、三十日を超えない期間

内において、数次にわたり、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が当該外国人に対し船舶観光上陸を許可すること

(通過上陸の許可)

第十五条 入国審査官は、船舶に乗つてゐる外国人(乗員を除く。)が、船舶が本邦にある間、臨時観光のため、その船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過する

ことを希望する場合において、その者につ

き、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く。)が、上陸後三日以内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し、通過上陸を許可することができる。

主任審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができ。

第二項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を付することができる。

(通過上陸の許可)

第十六条 入国審査官は、外国人である乗員(本邦において乗員となる者を含む。以下この条において同じ。)が、船舶等の乗換え(船舶等への乗組みを含む。)、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて十五日を超えない範囲内で上陸を希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶等(その者が乗り組むべき船舶等を含む。)の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該乗員に対し乗員上陸を許可することができる。

第一項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国るために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国のために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国のために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国のために必要な期間を指定するものとする。

第一項に定める場合を除き、入国審査官は、第一項又は第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認められる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国のために必要な期間を指定するものとする。

(通過上陸の許可)

第十七条 入国審査官は、船舶に乗つてゐる外国人(乗員を除く。)が、船舶が本邦にある間、臨時観光のため、その船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過する

ことを希望する場合において、その者につ

き、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く。)が、上陸後三日以内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し、通過上陸を許可することができる。

主任審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

第二項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、

主任審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

(通過上陸の許可)

五 前各号に掲げるもののほか、特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れが出入国又は労働に関する法令に適合すること。

3 第一項の登録（前項の登録の更新を含む。以下この款において同じ。）を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(第四号に規定する規定を除く。) であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時に現に当該法人の役員（業務を執行する社員取締役、執行役又はこれらに準ずる者を）

(登録の申請)
第十九条の二十四 前条第一項の登録を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 支援業務を行う事務所の所在地

三 なつた日から起算して五年を経過しない者
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定
(同法第五十条（第一号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。)により、又
は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八
条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは
は第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処

九
い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号において同じ。)であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの。

第十九条の二十三第一項の登録の申請の日

関係者は対して質問せし者すべくは特定技能外の國人その身分を正裏と偽るゝ關係への情状がよくあつて、其の關係ある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

三 支援業務の内容及びその実施方法その他支
援業務に関する法務省令で定める事項

罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

前五年以内に出入国又は労働に関する法令に
関し不正又は著しく不当な行為をした者
十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律第一条第六号に規定する暴力団員（以
下この号において「暴力団員」という。）又
は暴力団員でなくなつた日から五年を経過し
ない者（第十三号において「暴力団員等」と

3 その身分を示す証票を携帯し、個人の証票がかかるときは、これを提示しなければならない。第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(改善命令等)

第十九条の二十五　出入国在留管理庁長官は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録支援機関登録台帳を用いて登録する。

第七十三号) 第百五十六条、(第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保險法(昭和二十一年法律第五十号)第五十二条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十二条前段の規定に係る部分に限る)、厚生

十一 営業に関する成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
十二 法人であつて、その役員のうち前各号

二十九条の各号に掲げる事項が確保されないと認めるときは、特定技能所属機関に対する期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

簿に登録しなければならない。
一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号
出入国在留管理庁長官は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者

年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
第二百二条、第一百三条の二若しくは第四十四条第一項（同法第二百二条又は第一百三条の二の規定に係る部分に限る）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項

（特定技能所属機関による一号特定技能外国人支援等）
（登録支援機関の登録）

2 第十九条の二十二 特定技能所属機関は、適合一号特定技能外国人支援計画に基づき、一号特定技能外国人支援を行わなければならない。
特定技能所属機関は、契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができる。

(登録の拒否) に通知しなければならない。
第十九条の二十六 出入국在留管理厅長官は、第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。
い。

五 一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しな
い者

出入国在留管理庁長官は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出等)

第十九条の二十七 第十九条の二十三第一項の登録を受けた者（以下「登録支援機関」という。）は、第十九条の二十四第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならぬ。)

第十九条の二十三 契約により委託を受けて適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務（以下「支援業務」という。）を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。

二 出入国管理及び難民認定法若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)。以下「技能実習法」という。)の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定により、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

六 破産手続開始の決定を受けて後格を得た
い者
七 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
八 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消された者

二　出入国在留管理部長官は、前項の規定による届出を受理したときは、該当届出に係る事項が前条第一項、第十二号又は第十四号に該当する場合を除き、当該事項を登録支援機関登録簿に登録しなければならない。
三　第十九条の二十四第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

- 2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適當と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。
- 4 第二十条第四項及び第五項の規定は前項の規定による許可をする場合について、同条第六項の規定は第二項の規定による申請があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「新たな在留資格及び在留期間」とあるのは、「在留資格の規定は第二項の規定による申請があつた場合について、それと準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「新たな在留資格を変更しようとする外国人」で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。
- 2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号のいずれにも適合し、かつ、その者のが日本国の利益に合するとの認めたときにより、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者は又は特別永住者の配偶者又は子である場合であつては次の各号のいずれにも適合することを要せず、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で法務省令で定める要件に該当するものである場合については第二号に適合することを要しない。
- 1 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。
- 3 法務大臣は、前項の規定による許可をするとしたときは、出入国在留管理庁長官に、該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させることにより行うものとする。
- 4 第二項の規定による法務大臣の許可是、前項の規定による在留カードの交付があつた時に、その効力を生ずる。
- (在留資格の取得)
- 第二十二条の二** 日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により前章に規定する上陸の手

- 2 国人は、第二条の二第一項の規定にかかるわざ、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その他の事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。
- 3 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他の事由が生じた日から三十日以内に、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。
- 4 第二十条第三項本文、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請(永住者の在留資格への変更)とあるのは、「取得しよう」とあるのは、「在留資格の取得」を除く。)の手続きについて準用する。この場合において、同条第三項本文中「在留資格の変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中永住者の在留資格の取得の申請の手続に準用する。この場合において、同条第一項中「変更しよう」とあるのは、「取得しよう」と、「在留資格への変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。
- 4 第二十二条の三 前条第二項から第四項までの規定は、第十八条の二第一項に規定する一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人で別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者の上陸の許可を除く。
- 5 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行ひ又は行おうとして在留していること(正当な理由がある場合を除く)。
- 6 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月(高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)をもつて在留する者にあつては、六月)以上行わないで在留していること(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く)。
- 7 日本人の配偶者等の在留資格(日本人の配偶者の身分を有する者(兼ねて日本人の特別養子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二の規定による特別養子をいきは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる)をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格(永住者等の配偶者の身分を有する者(兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。)に係るも

- 8 よる記録を含む。次号において同じ。)又は許可を受けたこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等(前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又はこの節、第五節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)又はこの節の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。)を受けたこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書(不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。)又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。
- 四 偽りその他不正の手段により、第五十条第一項又は第六十一条の二の五第一項の規定による許可を受けたこと(当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。)。
- 5 别表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行ひ又は行おうとして在留していること(正当な理由がある場合を除く)。
- 6 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)。
- 7 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならない。
- 8 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるときは、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事實を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。
- 9 法務大臣又はその者の代理人は、前項の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。
- 10 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がない場合において、前項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。
- 11 在留資格の取消しは、法務大臣が在留資格取消通知書を送達して行う。

- 12 偽りその他不正の手段により、当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印(第九条第四項の規定に
- 13 偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していること(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)。
- 14 前章第二節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又はこの節、第五十条第一項若しくは第六十一条の二の五第一項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)。
- 15 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるときは、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事實を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。
- 16 当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。
- 17 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がない場合において、前項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。
- 18 法務大臣は、第一項(第一号及び第二号を除く。)の規定により在留資格を取り消す場合は、三十日を超えない範囲内で当該外国人が出國するために必要な期間を指定するものとす

チ 昭和二十六年十一月一日以後に麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）又は刑法第二編第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者

リ ニからチまでに掲げる者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える拘禁刑に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。

ヌ 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他の売春に直接に關係がある業務に従事する者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）

ル 次に掲げる行為をあおり、唆し、又は助けた者

(1) 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸すること。

(2) 他の外国人が偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は前節の規定による許可を受けること。

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

ワ 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

(1) 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

(2) 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

(3) 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げ

るような争議行為を勧奨する政党その他
の団体
力
才又はワに規定する政党その他の団体の
目的を達するため、印刷物、映画その他の
文書図画を作成し、頒布し、又は展示し
た者
ヨ イからカまでに掲げる者のほか、法務大
臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者
四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在
留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章
から第十九章まで、第二十三章、第二十六
章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、
第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章
の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、
第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百
二十二条又は第二百六十二条に係る部分を除
く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する
法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関
する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は
自動車の運転により人を死傷させる行為等の
処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一
項の罪により拘禁刑に処せられたもの
四の三 短期滞在の在留資格をもつて在留する
者で、本邦において行われる国際競技会等の
経過若しくは結果に関連して、又はその円滑
な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技
会等の開催場所又はその所在する市町村の区
域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数
の者の用に供される場所において、不法に、
人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、
又は建造物その他の物を損壊したもの
四の四 中長期在留者で、第七十一条の二又は
第七十五条の二の罪により拘禁刑に処せられ
たもの
五 仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三
項の規定に基づき付された条件に違反して、
逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応
じないもの
五の二 第十条第七項若しくは第十一項又は第
十一項第六項の規定により退去を命ぜられ
た者で、遅滞なく本邦から退去しないもの
六 寄港地上陸の許可、船舶觀光上陸の許可、
通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸
の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護
のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は
当該許可書に記載された期間を経過して本邦
に残留するもの

六の一 船舶觀光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したもの

六の三 第十四条の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に出国しないもの

六の四 第十六条第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に帰船し又は出国しないもの

七 第二十二条の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十条第三項本文の規定又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項の規定による許可を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの

八 第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの

九 第五十五条の八十八の規定により出国命令を取り消された者

十 第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受け、第五十条第一項、第六十一條の二の二第一項又は第六十一条の二の三の規定による許可を受けて在留する者で、第六十一条の二の十第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民の認定を取り消されたもの又は同条第二項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により補完的保護対象者の認定を取り消されたもの

第二十四条の二 法務大臣は、前条第三号の二の規定による認定をしようとするときは、外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官及び海上保安庁長官の意見を聴くものとする。

2 外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官又は海上保安庁長官は、前条第三号の二の規定による認定に關し法務大臣に意見を述べることができる。（出国命令）

第二十四条の三 第二十四条第二号の四、第四号

ら第三節まで及び第五章の三に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。

イ 第二十七条の規定による違反調査の開始前に、速やかに本邦から出国する意思をもつて自ら出入国在留管理官署に出頭した者であること。

ロ 第二十七条の規定による違反調査の開始後に、第四十七条第三項の規定による通知を受けた前に、入国情査官又は入国警備官に対して速やかに本邦から出国する意思がある旨を表明した者であること。

二 第二十四条第三号から第三号の五まで、第四号ハからヨまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。

三 本邦に入った後に、刑法第一編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十二条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものでないこと。

四 過去に本邦からの退去を強制されたこと又是第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

五 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること。

（出国の手続）

第四節 出国

第二十五条 本邦外の地域に赴く意図をもつて出國しようとする外国人（乗員を除く。次条において同じ。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国情査官から出国の確認を受けなければならぬ。

前項の外国人は、出国の確認を受けなければ不出国してはならない。

（出国確認の留保）

第二十五条の二 入国情査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出

しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間限り、その者について出国の確認を保留することができる。

出国の制限（刑事訴訟法）昭和二十三年法律第三百三十一号 第三百四十二条の二（同法第四百四条（同法第四百四十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）規定又は同法第三百四十五条の二（同法第四百四条において準用する場

の二（同法第四百四十二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第四百九十四条の三の規定による決定により、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないとされていることをいう。（以下同じ。）を受けている者（裁判所の許可（同法第三百四十二条の二の規定により出国の制限を受けている者については同条の許可、同法第三百四十五条の二の規定による決定により出国の制限を受けている者については同条の許可、同法第四百九十四条の三の規定による決定により出国の制限を受けている者については同条の許可をいう。第六十条の二第一項第一号において同じ。）を受けている者を除く。）

（当該訴追に係る罪につき説追されている者を除く）又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき、出国の制限を受けている者、仮釈放中の者及びその一部の執行猶予の言渡しを受けている者を除く）

四 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第十六号）の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。

第二十六条 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人（仮上陸の許可を受けている者及

び第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。)がその在留期間(在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間)の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申

請に基づき、再入国の許可を与えることができ
る。この場合において、出入国在留管理庁長官
は、その者の申請に基づき、相当と認めるとき
は、当該許可を数次再入国の許可とすることが
できる。

場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に再入国の許可の証印をさせ、旅券を所持していない場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができないときは法務省令で定めるところにより、再入国許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該証印又は再入国許可書に記載された日からその効力を生ずる。

出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けている外国人から、法務大臣に対する第二十

5 条第二項又は第二十二条第二項の規定による申請があつた場合において、相当と認めるときは、当該外国人が第二十条第六項の規定により在留できる期間の終了の時まで、当該許可の有効期間を延長することができる。
6 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年を超えて、かつ、当該許可が効力を生じた日から六年を超えない範囲内で、当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。

えておくことが適當でないと認める場合には、その者が本邦にある間において、当該許可を取り消すことができる。

8 第二項の規定により交付される再入国許可書は、当該再入国許可書に係る再入国の許可に基づき本邦に入国する場合に限り、旅券とみなす。
(みなし再入国許可)

る外国人（第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で有効な旅券（第六十一条の二の十五第一項に規定する難民旅行証明書を除く。）を所持するもの（中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。）が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に

対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかるらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2 前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可の有効期間は、前条第三項の規定にかかるらず、出国の日から一年（在留期間の満了の日が出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間）とする。

3 第一項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可については、前条第五項の規定は、適用しない。

（短期滞在に係るみなし再入国許可）

第二十六条の三 本邦に短期滞在の在留資格をもつて在留する外国人で有効な旅券を所持するものが、法務省令で定めるところにより、入国情査官に対し、指定旅客船で再び入国する意図を表明して当該指定旅客船で出国するときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として、法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可について準用する。この場合において、同条第二項中「一年」とあるのは、「十五日」と読み替えるものとする。

第二十七條 入国警備官は、第一十四条各号の一に該当すると思料する外国人があるときは、当（違反調査）

第二十八条 入国警備官は、違反調査の目的を達するため必要な取調べをすることができる。た
該外国人（以下「容疑者」という。）につき違
反調査をすることができる。
(違反調査について必要な取調べ及び報告の要
求)

2 だし、強制的処分は、この章及び第八章に特別の規定がある場合でなければすることができない。
い。 入国警備官は、違反調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十九条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、容疑者の出頭を求め、当該容疑者を取り調べることができる。

前項の場合において、入国警備官は、容疑者の供述を調書に記載しなければならない。

前項の調書を作成したときは、入国警備官は、容疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければならない。

前項の場合において、容疑者が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調書に附記しなければならない。

(証人の出頭要求)

第三十一条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、証人の出頭を求め、当該証人を取り調べができる。

2 前項の場合において、入国警備官は、証人の供述を調書に記載しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「容疑者」とあるのは「証人」と読み替えるものとする。

(領置)

第三十二条 入国警備官は、容疑者又は証人が任意に提出し、又は置き去つた物件を領置することができる。

(臨検、捜索又は差押え等)

第三十三条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があ

らかじめ発する許可状により、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機に

十四条の二第七項の監理措置決定通知書にその旨及び当該許可に付された条件を記載するものとする。

3 主任審査官は、第一項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該許可をした旨及び当該許可に付された条件を通知するものとする。

4 主任審査官は、被監理者が第一項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他当該被監理者に引き続き同項の規定による許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可を取り消すことができる。(被監理者による届出)

第五十四条の六 被監理者は、法務省令で定めるところにより、監理措置条件の遵守状況、前条第一項の規定による許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項を主任審査官に対して届け出なければならない。(違反事件の引継ぎ)

第四十四条の七 入国警備官は、第四十四条の二第一項又は第六項の規定により容疑者を監理措置に付する旨の決定がされたとき(第四十四条(監理措置決定の失効))

第三節 審査、口頭審理及び異議の申出
(入国審査官の審査)
第四十五条 入国審査官は、第四十四条の規定による容疑者の引渡し又は第四十四条の七の規定による違反事件の引継ぎを受けたときは、容疑者が退去強制対象者(第二十四条各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。)に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

一 入国審査官は、前項の審査を行つた場合には、審査に関する調書を作成しなければならない。(容疑者の立証責任)

第四十六条 前条の審査を受ける容疑者のうち第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由として異議の申出があるとする裁決に限る。)をしたとき。

三 法務大臣が第四十九条第三項の裁決(第二十五条各号のいずれにも該当しないことを理由としたとき。)をしたとき。

四 法務大臣が第五十条第一項の規定による許可をしたとき。

五 主任審査官が第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令をしたとき。

六 主任審査官が退去強制令書を発付したとき。

第三節 審査、口頭審理及び異議の申出
(審査後の手続)

第四十七条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、その者が被監理者であるときも、直ちにその者を放免しなければならない。

(事実の調査)

第四十四条の九 主任審査官は、監理措置決定による監理措置決定の取消し、第四十四条の五第一項の規定による許可又は同条第四項の規定による許可の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2 主任審査官は、被監理者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、第四十四条の三第四項若しくは第四十四条の六の規定により届け出ることとされている事項又は第四十四条の三第五項の規定により報告を求めることができることとされている事項について、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができ。

3 入国審査官又は入国警備官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に對し出頭を照会して必要な事項の報告を求めることがができる。

4 入国審査官又は入国警備官は、第一項及び第二項の調査について、公務所又は公私の団体に求め、質問をし、又は文書の提示を求めることがができる。

5 第三項の規定による許可の申請をすることができる。

6 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実に相違すると判定したとき(容疑者が第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちにその者を放免しなければならない)。

7 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実に相違すると判定したとき(容疑者が第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちにその者を放免しなければならない)。

8 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が誤りがないと判定したときは、速やかに該当するときは、速やかに第五十五条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

9 前項の規定による通知を受けた場合には、特別審理官は、その者に對し、異議を申し出ないう旨を記載した文書に署名させなければならない。

10 前条第五項後段の規定は、第八項の判定について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第三項の認定」とあるのは、「次条第八項の判定」と読み替えるものとする。

(異議の申出)

4 特別審理官は、前項の口頭審理を行つた場合には、口頭審理に関する調書を作成しなければならない。

5 第十条第三項から第六項までの規定は、第三項の口頭審理の手続に準用する。

6 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実に相違すると判定したとき(容疑者が第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちにその者を放免しなければならない)。

7 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実に相違すると判定したとき(容疑者が第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちにその者を放免しなければならない)。

8 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が誤りがないと判定したときは、速やかに該当するときは、速やかに第五十五条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

9 前項の規定による通知を受けた場合には、特別審理官は、その者に對し、異議を申し出ないう旨を記載した文書に署名させなければならない。

10 前条第五項後段の規定は、第八項の判定について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第三項の認定」とあるのは、「次条第八項の判定」と読み替えるものとする。

(異議の申出)

4 特別審理官は、前項の口頭審理の請求があつたときは、容疑者に対し、時及び場所を通知して速やかに口頭審理を行わなければならぬ。

5 特別審理官は、前項の異議の申出があつたときは、第四十五条第二項の審査に関する調書、

者に対し、相当の期間を定めて、旅券の発給の申請その他送還するため必要な行為として法務省令で定める行為をすべきことを命ずることができる。

主任審査官は、必要がある場合には、相当の期間を定めて、前項の規定により定められた期間を延長することができる。

14 入国警備官は、退去強制令書の執行に關し必要な場合には、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。

(収容に代わる監理措置)

第五十二条の二 前条第八項の規定による審査をする主任審査官は、退去強制を受ける者(収容されている者又は仮放免されている者を除く)が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、収容によりその者が受けた不利益の程度その他事情を考慮し、送還可能なときまでその者を収容しないことが相当と認めるときは、その者を監理措置(次条に規定する監理人による監理に付する措置をいう。以下この節において同じ。)に付する旨の決定をするものとする。

この場合においては、監理措置に付される者に対する就労活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件(以下この節において「監理措置条件」という。)を付するものとする。

2 主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は不法就労活動を防止するため必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限までに納付することを条件とすることができる。

主任審査官は、第一項の決定をしたときは、入国警備官に対し、その旨を通知するものとする。

4 退去強制を受ける者(収容されている者又は仮放免されている者に限る。次項において同じ。)は、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、自己を監理措置に付することを請求することができる。

5 主任審査官は、前項の請求により又は職権で、退去強制を受ける者が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、収容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を放免することが相

当と認めるときは、その者を放免して監理措置に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、監理措置条件を付するものとし、また、その者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

13 主任審査官は、必要がある場合には、相当の期間を定めて、前項の規定により定められた期間を延長することができる。

14 入国警備官は、退去強制令書の執行に關し必要な場合には、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。

(収容に代わる監理措置)

第五十二条の二 前条第八項の規定による審査をする主任審査官は、退去強制を受ける者(収容されている者又は仮放免されている者を除く)が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、収容によりその者が受けた不利益の程度その他事情を考慮し、送還可能なときまでその者を収容しないことが相当と認めるときは、その者を監理措置(次条に規定する監理人による監理に付する措置をいう。以下この節において同じ。)に付する旨の決定をするものとする。

この場合においては、監理措置に付される者に対する就労活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件(以下この節において「監理措置条件」という。)を付するものとする。

2 主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は不法就労活動を防止するため必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限までに納付することを条件とする。

主任審査官は、第一項の決定をしたときは、入国警備官に対し、その旨を通知するものとする。

4 退去強制を受ける者(収容されている者又は仮放免されている者に限る。次項において同じ。)は、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、自己を監理措置に付することを請求することができる。

5 主任審査官は、前項の請求により又は職権

査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 被監理者が次条第二項第一号から第五号までのいずれかに該当することを知ったとき。
 二 被監理者が死亡したとき。
 三 前二号に掲げるもののほか、監理措置を継続することに支障が生ずる場合として法務省令で定める場合に該当するとき。
 4 被監理者が、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守のため必要があるときは、法務省令で定めるところにより、当該被監理者の生活状況、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところに監理人に對し、当該被監理者の生活状況、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項の報告をしなければならない。

5 主任審査官は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守のため必要があるときは、法務省令で定めるところにより、当該被監理者の生活状況、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところに監理人に對し、当該被監理者の生活状況、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項の報告をしなければならない。

6 第四十四条の二第五項の規定は第四項の請求について、同条第八項及び第九項の規定は第五項の決定について、それぞれ準用する。

8 被監理者に対する第七十条の規定の適用については、第一項又は第五項の規定により監理措置に付されている間は、被監理者は、同条第一号から第八号の四までに規定する残留する者は出国しない者に該当しないものとみなす、その者のその間の在留は、同条第二項に規定する不法に在留することに該当しないものとみなす。

(監理人)

第五十二条の三 監理人は、次項から第五項までに規定する監理人の責務を理解し、当該被監理者の監理人となることを承諾している者であつて、その任務遂行の能力を考慮して適当と認められる者の中から、監理措置決定をする主任審査官が選定するものとする。

2 監理人は、自分が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守のため必要な範囲内において、当該被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行ふものとする。

3 監理人は、自分が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守のため必要な範囲内において、当該被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行ふものとする。

4 被監理者が選定するものとする。

5 入国警備官は、第三項の監理措置決定取消書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、監理措置決定が取り消された者に對し、監理措置決定が取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、当該監理措置決定取消書及び退去強制令書は、できる限り速やかに示さなければならぬ。

6 入国警備官は、第三項の監理措置決定取消書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、監理措置決定が取り消された者に對し、監理措置決定が取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、当該監理措置決定取消書及び退去強制令書は、できる限り速やかに示さなければならぬ。

7 第四十四条の三第六項の規定は監理人の選定の取消について、同条第七項の規定は監理人の辞任について、同条第八項の規定は監理人の援助について、それぞれ準用する。

8 (監理措置決定の取消し)

第五十二条の四 主任審査官は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消さなければならぬ。
 一 第五十二条の一第二項の規定により保証金を納付することが条件とされた場合において、被監理者が、同項の法務省令で定める期限までに保証金を納付しなかつたとき。
 二 前条第六項において準用する第四十四条の三第六項の規定により監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監理者のため新たに監理人として選定される者がいないとき。
 三 主任審査官は、被監理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消すことができる。
 一 送還を実施するために被監理者を収容する必要が生じたとき。
 二 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。
 三 収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行い、又はこれらの活動を行ふと疑うに足りる相当の理由があるとき。

四 監理措置条件に違反したとき。

5 次条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

3 前二項の規定により監理措置決定を取り消した場合には、主任審査官は、監理措置決定取消書を作成し、これを退去強制令書とともに、入国警備官に交付しなければならない。

4 主任審査官は、第五十二条の二第二項又は第五項の規定による条件として保証金が納付された場合において、第二項の規定により監理措置決定を取り消したとき(同項第一号に該当した場合(同項第二号から第五号までのいずれかに該当した場合を除く。)を除く。)は、保証金の全部又は一部を没収するものとする。

5 入国警備官は、監理措置決定が取り消された者がある場合には、その者に第三項の監理措置決定取消書及び退去強制令書を示して、その者を入国者収容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容しなければならない。

6 入国警備官は、第三項の監理措置決定取消書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、監理措置決定が取り消された者に對し、監理措置決定が取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、当該監理措置決定取消書及び退去強制令書は、できる限り速やかに示さなければならぬ。

7 第五十二条の五 被監理者は、法務省令で定めるところにより、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項を主任審査官に對して届け出なければならない。

8 (監理措置決定の失効)

第五十二条の六 監理措置決定は、被監理者に対する退去強制令書が効力を失つたときは、その効力を失う。

2 (事実の調査)

第五十二条の七 主任審査官は、監理措置決定又は第五十二条の四第一項若しくは第二項の規定による監理措置決定の取消しに関する处分を行つため必要がある場合には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3 主任審査官は、被監理者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、第五十二条の三第四項若しくは第五十二条の五の規定により届け出こととされている事項又は第五十二条の三第五項の規定により報告を求めることが

できることとされている事項について、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。また、入国審査官又は入国警備官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

4 入国審査官又は入国警備官は、第一項及び第二項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができ。(退去のための計画)

第五十二条の八 入国警備官は、次の各号のいずれかに該当するときは、退去強制令書の発付を受けた者の意向の聴取その他の方法により、その者を直ちに本邦外に送還することができない原因となつている情報を把握した上で、退去のための計画を定めなければならない。

一 退去強制令書の発付を受けた者を第五十二条第九項の規定により収容したとき。

二 前号に掲げる場合を除き、退去強制令書の発付を受けた者に対し監理措置決定がされたとき。

3 入国警備官は、前項の計画の対象である退去強制を受ける者が退去強制令書の発付を受けて収容されている期間が継続して三月に達したときは、速やかに、主任審査官に対し、当該計画を提出するとともに、その進捗状況を報告しなければならない。

4 前項の規定により提出及び報告を受けた主任審査官は、第五十二条の二第五項の決定をしたにもかかわらず保証金が納付されていないため退去強制を受ける者を放免しないときはを除き、同項の決定の要否を検討しなければならない。

5 この場合において、主任審査官は、同項の決定をしないときは、その旨及び理由を出入國在留管理庁長官に報告しなければならない。

6 前項の規定により第五十二条の二第五項の決定を受けた出入國在留管理庁長官は、速やかに、職権で、同項の決定をするものとする。この場合において、主任審査官は、同項後段の規定により、監理措置に付される者に対し、保証金を納付させることができる。

第五十三条 退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

2 前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国の中のいずれかに送還されるものとする。

一 本邦に入国する直前に居住していた国

二 本邦に入国する前に居住していたことのある国

三 本邦に向けて船舶等に乗った港の属する国

四 出生地の属する国

五 出生時にその出生地の属していた国

六 その他の国

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

一 難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国その他その者が迫害を受けるおそれのある領域の属する国（法務大臣が日本国

の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く）

二 捷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項に規定する国

三 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

4 第五十四条 収容令書若しくは退去強制令書の交付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者又は主任審査官に對し、その者の仮放免を請求することができる。

5 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者について、健康上、人道上その他これらに準ずる理由によりその收容を一時的に解除することを相当と認めるときは、第五十二条の二第五項の規定により決定をすべきことを命じられた主任審査官は、速やかに、職権で、同項の決定をするものとする。この場合において、主任審査官は、同項後段の規定により、監理措置に付される者に対し、保証金を納付させることができる。

6 前項の規定により第五十二条の二第五項の決定をすべきことを命じられた主任審査官は、速やかに、職権で、同項の決定をするものとする。この場合において、主任審査官は、同項後段の規定により、監理措置に付される者に対し、保証金を納付させることができる。

7 第五十五条 第六節 退去の命令

2 主任審査官は、次の各号に掲げる事由のいずれかにより退去強制を受ける者を第五十三条に規定する送還先に送還することができる。

3 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により引き続き収容を一時的に解除することを相当と認めるときは、第二項の規定により定められた仮放免の期間を延長することができる。

4 入国警備官は、仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、仮放免を取り消された者に対し通知する。ただし、仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書は、できるだけ速やかに示さなければならない。

5 前二項の規定は、仮放免の期間が満了した者がある場合について準用する。この場合において、これらの規定中「仮放免取消書」とあるのは、「仮放免許可書の謄本」と読み替えるものとする。

6 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により引き続き収容を一時的に解除することを相当と認めるときは、第二項の規定により定められた仮放免の期間を延長することができる。

7 第四項の規定は、第五項の請求があつた場合において仮放免の期間の延長を不許可とした場合について準用する。

8 入国者収容所長又は主任審査官は、第一項の請求の理由が健康上の理由である場合には、医師の意見を聴くなどして、収容されている者の治療の必要性その他その者の健康状態に十分配慮して仮放免に係る判断をするように努めなければならない。

9 (仮放免の取消し等)

10 第五十五条 第二節 退去の命令

2 主任審査官は、次の各号に掲げる事由のいずれかにより退去強制を受ける者を第五十三条に規定する送還先が退去強制令書の円滑な執行に協力しない国として法務大臣が告示で定める国に含まれていないこと。

3 その者が偽計又は威力を用いて送還を妨害を表明している場合において、その者の第五十三条に規定する送還先が退去強制令書の円滑な執行に協力しない国として法務大臣が告示で定める国に含まれていないこと。

4 前項の規定による命令を受けた者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたときは、当該事由に該当しなくなるまでの間、当該命令は、効力を停止するものとする。

5 第六十一条の二の九第三項の規定により送還が停止されたこと。

6 退去強制の処分の効力に関する訴訟が係属し、かつ、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の決定がされたこと。

7 出国の制限を受けたこと。

8 入国警備官は、仮放免を取り消された者がある場合には、その者に仮放免取消書及び収容令書にこれを交付しなければならない。

9 入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免取消書を作成し、収容令書又は退去強制令書とともに、入国警備官にこれを受けたことを相手と認めたときは、当該事由に該当しなくなるまでの間、当該命令は、効力を停止するものとする。

10 第六十一条の二の九第三項の規定により送還が停止されたこと。

11 入国警備官は、第一項の規定により本邦から退去を命ぜる場合には、その理由及び同項の

つてその被收容者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

第五十五条の六十二 入国者收容所長等は、法務省令で定めるところにより、被收容者が発する信書の作成要領、その發信の申請の日及び時間帯並びに被收容者の信書の發受の方法について、入國者收容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。

二 被收容者が、第五十五条の三十五第一項各号のいずれかに該当する場合において、発受差止信書等の引渡しを求めたとき。
第五十五条の三十四第一項、第五十五条の三十五第一項並びに第五十五条の三十六第二項及び第三項の規定は、被收容者に係る発受差止信書等（前項の規定により引き渡さない」ととされたものを除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第五十五条の六十四第四項の申請」と読み替えるものとする。
第五項の規定により引き渡さないこととした発受差止信書等は、次の各号に掲げる日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。

二 第五十五条の七第二項の規定による書籍等の閲覧の禁止

三 第五十五条の二十二の規定による自弁の物品の使用又は撰取を許さない処分

四 第五十五条の三十一の規定による保管私物、自ら保管する現金又は領置されている物品の交付を許さない処分

五 第五十五条の四十三第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止

六 第五十五条の五十第一項の規定による隔離

七 第五十五条の六十一、第五十五条の六十二又は第五十五条の六十五の規定による信書の発送又は文書図画の交付の差止め又は制限

(調査)
第五十五条の七十一　出入国在留管理庁長官は、
職権で、審査の申請に関して必要な調査をする
ものとする。

2　出入国在留管理庁長官は、前項の調査をする
ため必要があるときは、入国者収容所長等に對
し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命
じ、又はその指名する職員をして、審査の申請
をした者その他の関係者に対し質問をさせ、若
しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提
出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わ
せることができる。

(裁決)

第五十五条の六十三 信書の発信に要する費用について、被収容者が負担することができない場合において、入国者収容所長等が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。
(発送を差し止めた信書等の取扱い)

二　被收容者が第五十五条の三十五第一項各号のいづれかに該当することとなつた日
(被收容者作成の文書図面)

2
ノ 第五条の二四第三項の規定によ
る発送差止信書等の引渡しをしない処分(同
条第三項の規定による引渡しに係るものに限
る)。
前項の規定による審査の申請(以下この節に
おいて単に「審査の申請」という。)は、これ
を行う者が自らしなければならない。
(審査の申請期間)

審査の日詰を受けるべきにてさる限り九一日以内に裁決をするよう努めるものとする。
行政不服審査法第四十五第六項第一項及び第二項、第四十六第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決につて準用

止めた場合にはその信書を、同条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

入国者收容所長等は、第五十五条の六十一の規定により信書の記述の一部を抹消する場合は、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

第五十五条の六十六 入国者收容所長等は、被收容者に対し、相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。
第五十五条の六十三の規定は、前項の通信について準用する。

第五十五条の六十九 番査の申請は前条第一項に規定する措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

天災その他前項の期間内に番査の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、番査の申請をとらねばならない。

する。この場合において 同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第五十五条の七十三　審査の申請の裁決に不服がある者は、法務大臣に対し、再審査の申請をすることをやめざる。

前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複数（以下二の通りにて「保管書類」と

第五十五条の六十七 入国者收容所長等は、入国者又客行等の規定又が失ひの場合はその他の理由

3 入国者収容所長等が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申請期間として教示した場合

2 前項の規定による再審査の申請（以下この節において単に「再審査の申請」という。）は、

止信書等」という。)をその者に引き渡すものとする。

4 入国者收容所長等は、被收容者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その申請に基づき、発受差止信書等を引き渡すものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、発受差止信書等のうち、(一)の要件を満たさないものとする。

により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。
第五十五条の五十七第一項（第一号イを除く。）及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。

において、その教示された期間内に審査の申請がされたときは、その審査の申請は、法定の期間内にされたものとみなす。
(行政不服審査法の準用)

審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

の引渡しにより入国者収容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、こ

第七節 不服申立て

第一項及び第三項、第二項、第三項、第二項、第三項、第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七

第二项及第六项
第三项第一项
第二项及第六项
第三项第一项

の引渡しにより入国者收容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより入国者收容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときも、同様とする。
一 出所した被收容者が、出所後に、発受差止め書等の引渡しを求めたとき。

(審査の申請) 第七節 不服申立て
第五十五条の六十八 次に掲げる入国者收容所長等の措置に不服がある者は、書面で、出入国在留管理廳長官に対し、審査の申請をすることができる。
一 第五十五条の六に規定する宗教上の行為の禁止又は制限

一項及び第三項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項及び第七項、第二十六条、第二十七条並びに第三十九条の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第二十五条第一項、第二十九条及び第三十九条、第四十一条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合にお

項の規定により出国命令を受けた者から、当該出国命令に係る出国期限内に出国することができぬ旨の申出があつた場合には、船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由があると認めるときに限り、当該出国期限を延長することができる。

5
本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第六条第二項の規定による許可を受けている乗組者が乗り組んでいるときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

航する運送業者は、当該外国人をその船舶等又は当該運送業者に属する他の船舶等により、その責任と費用で、速やかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一 第三章第一節又は第二節の規定により上陸を拒否された者

國警備官に、それぞれ事実の調査をさせることができ。入國審査官又は入國警備官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

(出国命令の取消し)
第五十五条の八十八　主任審査官は、第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者が同条第三項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該出国命令を取り消すことができる。

6 本邦の出入国港から出発する指定旅客船の船長は、当該出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十四条の二第一項又は第二項の規定による許可を受けた者がその指定旅客船に埠船しているかどうかを報告しなければならない。

二 第二十四条第五号から第六号の四までのい
ずれかに該当して本邦からの退去強制を受け
た者

三 前号に規定する者を除き、上陸後五年以内
に、第二十四条各号のいずれかに該当して退
去強制を受けた者のうち、その者の上陸とのと

官又は入国情報官は、第一項の調査について
公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の
報告を求めることができる。

(協力の義務) 船舶等の長及び運送業者の責任

第五十六条 本邦に入る船舶等の長及びその船舶等を運航する運送業者は、入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。
(旅券等の確認義務)

7
本邦から出る船舶等の長は、その船舶等の中
發する出入國港の入國審査官の要求があつた
ときは、第十五条第一項の規定による通過上陸の
許可を受けた者がその船舶に帰船してあるか
うか、乗員上陸の許可を受けた者で当該船舶等
に乗り組むべきものが乗り組んでいるかどうか
及び第二十五条第二項又は第六十条第二項の規
定に違反して出国しようとする者が乗つている
かどうかを報告しなければならない。

2
きに当該船舶等の長又は運送業者がその者について退去強制の理由となつた事実があることを明らかに知つていたと認められるもの前項の場合において、当該運送業者は、その外国人を同項に規定する船舶等により送還することができないときは、その責任と費用で、速やかに他の船舶等により送還しなければならない。

第六十一条 本邦外の地域に赴く意図をもつて出国する日本人（乗員を除く。次条第一項において同じ。）は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならぬ。
二 前項の日本人は、出国の確認を受けなければ不出国してはならない。

送業者（運送業者がないときは、当該船舶等の
長）は、外国人が不法に本邦に入ることを防止
するため、当該船舶等に乗ろうとする外国人の
旅券、乗員手帳又は再入国許可書を確認しなけ
ればならない。

8 入国審査官は、第七条第一項その他の出入國管理及び難民認定法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が出入國港に到着する前に、右第三項の規定による

主任審査官は、前二項の規定にかかるらず、これらの規定により船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が負うべき責任と費用の負担のうち、出国待機施設にとどめておくことによ伴うものについては、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する外国人に係

(日本人の出国確認の留保)
第六十条の二 入国審査官は、日本人が本邦以外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該日本人が次の各号のいずれかに該当する者である旨の通知を受けたときは、荷物を回覈するまゝに、

第五十七条 本邦に入る船舶等の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その船舶等が到着する出入国港の入国審査官に対し、その乗員及び乗客に係る氏名その他の法務省令で定める事項を報告しなければならない。

前に、当該航空機に係る予約者（航空券の予約をした者をいう。以下この項において同じ。）をした者をいう。以下この項において同じ。）当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の堆積品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができる。

るものに限り、その全部又は一部を免除することができる。

する。 一 出国の制限を受けている者（裁判所の許可を受けている者を除く。）の手続がされた時から二十四時間限り、その者について出国の確認を留保することができる。

2 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等が出发する出入国港の入国審査官の要求があつたときは、その乗員及び乗客に係る前項に規定する事項を報告しなければならない。

3 本邦に入る船舶等の長は、有効な旅券、乗員

9 前項の規定により報告を求められた者は、汎務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該報告が、当該報告に代えて、入国審査官が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる。

長官は在留資格認定証明書の交付、第九条第一項の登録（同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。又は第十二条第一項、第十九条第二項、第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪につき訴追されている者（当該訴追に係る刑につき出国の制限を受けている者を除く。）又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは

4 手帳又は再入国許可書を所持しない外国人がその船舶等に乗つていることを知つたときは、直ちにその旨をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

状態に置く措置であつて法務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

鑑定留置状が発せられている者
三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部
につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者
で、刑の執行を終わるまで、又は執行を受け
ることにならざるもの（当該刑につき

客船に第十四条の二第一項の規定による許可を受けている者が乗つてゐるときは、当該指定旅客船が出入国港に到着する都度、直ちに、その者の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならぬ。

項に規定する外国人がその船舶等に乗つてゐることを知つたときは、当該外国人が上陸するのを防止しなければならない。

一項若しくは第六十一条の二の十四の規定による許可に関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官に、第二十二条の四第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分又は第五十条第一項の規定による許可に関する処分を行ふため必要がある場合には入国審査官又は入

四 逃亡犯罪人引渡法の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者
者及びその一部の執行猶予の言渡しを受けた者、出国の制限を受けている者、仮釈放中の者及びその一部の執行猶予の言渡しを受けた者、執行猶予中の者を除く。)

2 入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。

(日本への帰国) 第六十一条 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人(乗員を除く。)は、有効な旅券(有効な旅券を所持することができないときは、日本の国籍を有することを証する文書)を所持し、その者が上陸する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。

第七章の二 難民の認定等

(難民の認定等)

第六十一条の二 法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により難民である旨の認定の申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定(以下「難民の認定」という。)を行うことができる。

2 法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により補完的保護対象者である旨の認定の申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が補完的保護対象者である旨の認定(以下「補完的保護対象者の認定」という。)を行うことができる。

3 法務大臣は、第一項の申請をした外国人について難民の認定をしない処分をする場合において、当該外国人が補完的保護対象者に該当すると認めるときは、補完的保護対象者の認定を行なうことができる。

4 法務大臣は、第一項の申請をした外国人について難民の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、難民認定証明書を交付し、その認定をしない処分をしたときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

5 法務大臣は、第一項又は第二項の申請をした外国人について、補完的保護対象者の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、補完的保護対象者認定証明書を交付し、同項の申請があつた場合においてその認定をしない処分をしたときは、当該外国人に対する理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

(在留資格に係る許可)
第六十一条の二の二 法務大臣は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定をする場合であつ

て、前条第一項又は第二項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人(別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。)であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

二 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第三一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一條に係る部分を除く。)の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものであるとき。

法務大臣は、前項の規定による許可をするとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させることとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となるとき 当該外国人に対する在留カードの交付

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付

3 第一項の規定による法務大臣の許可は、前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

4 法務大臣は、第一項の規定による許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人に該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

5 第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができるとき。

六 本邦に上陸した日(本邦にある間に難民又は補完的保護対象者となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日)から六月を経過した後第六十一条の二第一項又は第二項の申請を行つたものであることが明らかであるとき。(やむを得ない事情があるときを除く。)

七 次のイ又はロのいずれにも該当しないことが明らかであるとき。

イ 本邦にある間に難民となる事由が生じた者の自由が難民条約第一条A(2)に規定するもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。)であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由によつて害されるおそれのある領域から直接本邦に入つたものであるとき。

ロ 本邦にある間に補完的保護対象者となる者の在留資格への変更の申請があつたとき、又は第二十二条の二第二項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定による定住者の在留資格の取得の申請があつたときは、(第六十一条の九において同じ。)に該当するときは、(第六十一条の九において同じ。)に該当する。

八 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第三一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一條に係る部分を除く。)の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものであるとき。

法務大臣は、前項の規定による許可をする場合は、法務省令で定めるところにより、当該在留資格未取得外国人に對し当該仮滞在期間と同一退去強制令書の發付を受けているとき。

九 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるとき。

10 法務大臣は、前項の規定による許可をする場合は、法務省令で定めるところにより、当該在留資格未取得外国人に對し当該仮滞在期間と同一退去強制令書の發付を受けているとき。

11 法務大臣は、第一項の規定による許可をする場合は、法務省令で定めるところにより、当該在留資格未取得外国人に對し当該仮滞在期間と同一退去強制令書を交付させるものとする。この場合において、その許可是、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

12 法務大臣は、第一項の規定による許可をする場合は、法務省令で定めるところにより、当該在留資格未取得外国人に對し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、必要があると認める場合は、指紋を押なつせることができるものとする。

13 法務大臣は、第一項の規定による許可を受けた外国人から仮滞在期間の更新の申請があつたとき、(在留資格に係る許可)

を有しない場合において、補完的保護対象者の認定をしない処分（難民の認定を受けていない場合に限る。）であると認められる根拠となつた事由が消滅したため、常居所を有していた国に戻ることができることとなつたこと。

三 補完的保護対象者の認定を受けた後に、難

民条約第一条F（a）又は（c）に掲げる行為を行つたこと。

法務大臣は、前二項の規定により難民の認定ができることとなつたこと。

又は補完的保護対象者の認定を取り消す場合に

は、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

前項の規定により難民の認定又は補完的保護対象者の認定の取消しの通知を受けたときは、難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書の交付を受けている外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にこれらの証明書を返納しなければならない。

（難民の認定等を受けた者の在留資格の取消し）
第六十一条の二の十一 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第六十一条の二の二第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の規定による許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができ

る。
第二十二条の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は、前項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第二項中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条第七項本文中「第一項（第一号及び第二号を除く。）」とあるのは「第六十一条の二の十一第一項」と読み替えるものとする。

（審査請求）

第六十一条の二の十二 次に掲げる处分又は不作

為についての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

一 難民の認定をしない処分
二 第六十一条の二第一項の申請に係る不作為

三 第六十一条の二の十第一項の規定による難民の認定の取消し

四 補完的保護対象者の認定をしない処分（難民の認定を受けていない場合に限る。）
五 第六十一条の二第二項の申請に係る不作為
六 第六十一条の二の十第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し

七 前項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる処分についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、第六十一条の二第四項若しくは第五項又は第六十一条の二第十第三項の規定による通知を受けた日から七日とする。

法務大臣は、第一項の審査請求に対する裁決に当たつては、法務省令で定めるところにより、難民審査參與員の意見を聽かなければならぬ。

法務大臣は、第一項の審査請求について行政不服審査法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による裁決をする場合には、当該裁決に付する理由において、前項の難民審査參與員の意見の要旨を明らかにしなければならない。

法務大臣は、第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項、第十四条、第十七条、第十九条、第二十九条、第四十一条第二項（第一号以下に係る部分に限る。）、第二章第四節及び第五十条の規定を適用する。

同法の規定を適用する。他の規定による場合は、政令で定める。

第六十二条の二 第二項 第二十九条

前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）

七 日とする。

法務大臣は、第一項の審査請求に対する裁決に当たつては、法務省令で定めるところにより、難民審査參與員の意見を聽かなければならぬ。

法務大臣は、第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による裁決をする場合には、当該裁決に付する理由において、前項の難民審査參與員の意見の要旨を明らかにしなければならない。

法務大臣は、第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項、第十四条、第十七条、第十九条、第二十九条、第四十一条第二項（第一号以下に係る部分に限る。）、第二章第四節及び第五十条の規定を適用する。

他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条の二 第二項 第二十九条

前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）

七 日とする。

法務大臣は、第一項の審査請求に対する裁決に当たつては、法務省令で定めるところにより、難民審査參與員の意見を聽かなければならぬ。

法務大臣は、第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による裁決をする場合には、当該裁決に付する理由において、前項の難民審査參與員の意見の要旨を明らかにしなければならない。

法務大臣は、第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項、第十四条、第十七条、第十九条、第二十九条、第四十一条第二項（第一号以下に係る部分に限る。）、第二章第四節及び第五十条の規定を適用する。

他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条の二 第二項 第二十九条

前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）

七 日とする。

法務大臣は、第一項の審査請求に対する裁決に当たつては、法務省令で定めるところにより、難民審査參與員の意見を聽かなければならぬ。

法務大臣は、第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による裁決をする場合には、当該裁決に付する理由において、前項の難民審査參與員の意見の要旨を明らかにしなければならない。

法務大臣は、第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項、第十四条、第十七条、第十九条、第二十九条、第四十一条第二項（第一号以下に係る部分に限る。）、第二章第四節及び第五十条の規定を適用する。

他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

項 第 八 条 第 三 条	第 二 項 第 一 三 条	第 一 条 第 三 条	第 二 項 第 三 条	第 一 条 第 三 条	第 二 項 第 三 条	第 一 条 第 三 条	第 二 項 第 三 条	第 一 条 第 三 条	第 二 項 第 三 条	第 一 条 第 三 条
次条	第三条	第三条	第三条	第三条	第三条	第三条	第三条	第三条	第三条	第三条

二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号
二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号
二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号	二 条 第 十 四 条 第 四 四 号

一 申立人から処分等の招集を要しない旨の意思の表明があつたとき。
二 前号に掲げる場合のほか、当該聴取の結果、処分等を招集することを要しないと認めるとき。

二 収容令書及び退去強制令書を執行するた
め、その執行を受ける者を収容し、護送し、
及び送還すること。

三 入国者収容所等その他の施設を警備するこ
と。

四 第十九条の三十七第一項、第四十四条の九
第一項及び第二項、第五十二条の七第一項及
び第二項並びに第五十九条の二第一項に規定
する事実の調査を行うこと。

五 第十九条の二十第一項の規定による関係人
に対する質問並びに特定技能外国人の受け入れに關係
事業所その他特定技能外国人の受け入れに關係
ある場所への立ち入り及びその設備又は帳簿
書類その他の物件の検査を行うこと。

六 第二十二条の四第三項の規定による交付送達を行うこと。

前条第三項の規定は、入国警備官に準用す
る。通知並びに第六十一条の八の二第四項及び
第五項の規定による交付送達を行うこと。

4 入国警備官は、国家公務員法の規定の適用に
ついては、警察職員とする。

5 入国警備官の階級は、別に政令で定める。

(武器の携帯及び使用)

第六十一条の四 入国審査官及び入国警備官は、
その職務を行うに当たり、武器を携帯することが
できる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執
行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判
断される限度において、武器を使用することが
できる。但し、左の各号の一に該当する場合を
除く外、人に危害を加えてはならない。

一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当する
とき。

二 収容令書又は退去強制令書の執行を受ける
者がその者に対する入国審査官若しくは入国
警備官の職務の執行に対して抵抗しようとする
場合又は第三者がその者を逃がそうとして
入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場
合において、これを防止するために他の手段
がないと入国審査官又は入国警備官において
信するに足りる相当の理由があるとき。

(制服及び証票)

第六十一条の五 入国審査官及び入国警備官がそ
の職務を執行する場合は、法令に特別
の規定がある場合のほか、制服を着用し、又は
その身分を示す証票を携帯しなければならな
い。

2 前項の規定による情報の提供については、當
該情報が當該外国出入国在留管理当局の職務の
遂行に資する目的以外の目的で使用されないよ
う適切な措置がとられなければならない。

3 (関係行政機関との関係)

第六十一条の六 出入国在留管理庁長官又は入国
者収容所長等は、出入国及び在留の管理並びに
難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する
事務の遂行に当たり、当該事務の遂行が他の
行政機関の事務に関連する場合には、関係行政
機関と情報交換を行うことにより緊密に連絡
し、及び協力して行うものとする。

(関係行政機関の協力)

第六十一条の七 出入国在留管理庁長官又は入国
者収容所長等は、警察庁、都道府県警察、海上
保安庁、税關、公共職業安定所その他の関係行政
機関に対し、出入国及び在留の管理並びに難
民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する
事務の遂行に關して、必要な協力を求めること
ができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政
機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲にお
いて、できるだけその求に応じなければならな
い。

(住民票の記載等に係る通知)

第六十一条の七の二 市町村の長は、住民基本台
帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に
係る住民票について、政令で定める事由によ
り、その記載、消除又は記載の修正をしたとき
は、直ちにその旨を出入国在留管理庁長官に通
知しなければならない。

(情報提供)

第六十一条の八 出入国在留管理庁長官は、出入
国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在
留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象
者の認定の職務に相当する職務を行う外国の當
局(以下この条において「外国出入国在留管理
當局」という。)に対し、その職務(出入国管
理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の
管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の
認定の職務に相当するものに限る。次項におい
て同じ。)の遂行に資すると認める情報を提供
することができる。

2 前項の規定による情報の提供については、當
該情報が當該外国出入国在留管理當局の職務の
遂行に資する目的以外の目的で使用されないよ
う適切な措置がとられなければならない。

3 (送達)

第六十一条の八の二 第二十二条の四第三項又は
第六項(これらの規定を第六十一条の二の十一
第二項において準用する場合を含む。)の規定
による書類の送達は、郵便若しくは民間事業者
による信書の送達に関する法律(平成十四年法
律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信
書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定
信書便事業者による同条第二項に規定する信書
便(以下「信書便」という。)による送達又は
交付送達により、その送達を受けるべき者の住
居地に送達して行う。

2 通常の取扱いによる郵便又は信書便によつて
前項に規定する書類を発送した場合には、その
郵便物又は民間事業者による信書の送達に關す
る法律第二条第三項に規定する信書便物は、通
常到達すべきであつた時に送達があつたものと
推定する。

3 法務大臣は、前項に規定する場合には、その
書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、
あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記
録を作成しなければならない。

4 交付送達は、入国審査官又は入国警備官が、
第一項の規定により送達すべき場所において、
その送達を受けるべき者に書類を交付して行
う。ただし、その者に異議がないときは、その
他の場所において交付することができる。

5 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前
項の規定による交付に代え、当該各号に定める
行為により行うことができる。

一 当該要請に係る刑事件件の検査等の対象と
されている犯罪が政治犯罪であるとき、又は
当該要請が政治犯罪について検査等を行う目
的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事件件の検査等の対象と
されている犯罪に係る行為が日本国内におい
て行われたとした場合において、その行為が
日本国の法令によれば罪に当たるものでない
とき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請
の保証がないとき。

4 出入国在留管理庁長官は、前項の同意をする
場合においては、あらかじめ、同項第一号及び
第二号に該当しないことについて法務大臣の確
認を、同項第三号に該当しないことについて外
務大臣の確認を、それぞれ受けなければならな
い。

(送達)

第六十一条の八の二 第二十二条の四第三項又は
第六項(これらの規定を第六十一条の二の十一
第二項において準用する場合を含む。)の規定
による書類の送達は、郵便若しくは民間事業者
による信書の送達に関する法律(平成十四年法
律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信
書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定
信書便事業者による同条第二項に規定する信書
便(以下「信書便」という。)による送達又は
交付送達により、その送達を受けるべき者の住
居地に送達して行う。

2 通常の取扱いによる郵便又は信書便によつて
前項に規定する書類を発送した場合には、その
郵便物又は民間事業者による信書の送達に關す
る法律第二条第三項に規定する信書便物は、通
常到達すべきであつた時に送達があつたものと
推定する。

3 法務大臣は、前項に規定する場合には、その
書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、
あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記
録を作成しなければならない。

4 交付送達は、入国審査官又は入国警備官が、
第一項の規定により送達すべき場所において、
その送達を受けるべき者に書類を交付して行
う。ただし、その者に異議がないときは、その
他の場所において交付することができる。

5 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前
項の規定による交付に代え、当該各号に定める
行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受け
るべき者に出会わない場合 同居の者であつ
て送達を受けるべき者に受領した書類を交付
することができる。

二 送達すべき場所において書類の送達を受け
るべき者が送達すべき場所にいない場合又はこ
れらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒
んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置く
こと。

三 前各項の規定により送達すべき書類につい
て、その送達を受けるべき者の住居地が明らか
でない場合には、法務大臣は、その送達に代え
て公示送達をすることができる。ただし、第六
十二条の二の十一第二項において準用する第二
十二条の四第三項及び第六項の規定による書類
の送達については、この限りでない。

4 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送
達を受けるべき者の氏名及び法務大臣がその書
類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨
を法務省の掲示場に掲示して行う。

5 前項の場合において、掲示を始めた日から起
算して二週間を経過したときは、書類の送達が
あつたものとみなす。

6 (本人の出頭義務と代理人による届出等)

第六十一条の八の三 外国人が次の各号に掲げる
行為をするときは、それぞれ当該各号に定める
場所に自ら出頭して行わなければならない。

一 第十九条の七第一項、第十九条の八第一項
若しくは第十九条の九第一項の規定による届
出又は第十九条の七第二項(第十九条の八第
二項及び第十九条の九第二項において準用す
る場合を含む。)の規定により返還される在
留カードの受領 住居地の市町村の事務所

二 第十九条の十第一項若しくは第二項、第十九
条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一
項若しくは第三項の規定による申請、第十九
条の十第二項(第十九条の十一第三項、第十
九条の十一第一項若しくは第二項、第十九

九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される在留カードの受領又は第四十四条第六、第五十二条の五若しくは第六十三条の二第二項の規定による届出 地方出入国在留管理局

三 第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項(第二十二条の二第四項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)若しくは第二十二条の二第二項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定による申請又は第二十条第四項第一号(第二十一条第四項、第二十二条の二第三項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)及び第六十条の二の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請又は第二十二条第三項(第二十二条の二第四項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)、第二十二条第三項(第二十二条の二第二項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)に於ける行為)の規定により交付される在留力

一 本邦に入国し、在留する外国人の状況に関する事項

二 外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、外国人の入国及び在留の管理に関する施策に関する必要な事項

二 外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、外国人の入国及び在留の管理に関する施策に関する必要な事項

四 法務大臣は、出入国在留管理基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

五 前二項の規定は、出入国在留管理基本計画の変更について準用する。

六 第二項第一号の規定により交付される在留カードの受領 地方出入国在留管理局

七 外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら前項第一号又は第二号に掲げる行為をすることができない場合には、当該行為は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて当該外国人と同居する者が、当該各号の順序により、当該外国人に代わつてしまければならない。

八 父又は母

九 前三号に掲げる者以外の親族

十 第一項第一号及び第二号に掲げる行為については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかるわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十一 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかるわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

(出入国在留管理基本計画)

第六十一条の九 法務大臣は、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の

の管理に関する施策の基本となるべき計画(以下「出入国在留管理基本計画」という。)を定めるものとする。

二 出入国在留管理基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 一本邦に入国し、在留する外国人の状況に関する事項

二 外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、外国人の入国及び在留の管理に関する施策に関する必要な事項

四 法務大臣は、出入国在留管理基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

五 前二項の規定は、出入国在留管理基本計画の変更について準用する。

六 第二項第一号の規定により交付される在留カードの受領 地方出入国在留管理局

七 外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら前項第一号又は第二号に掲げる行為をすることができない場合には、当該行為は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて当該外国人と同居する者が、当該各号の順序により、当該外国人に代わつてしまければならない。

八 父又は母

九 前三号に掲げる者以外の親族

十 第一項第一号及び第二号に掲げる行為については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかるわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十一 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかるわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

(出入国在留管理基本計画)

第六十一条の九 法務大臣は、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の

放又は仮退院若しくは退院を許す旨の決定をしたときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

二 前項の通報は、書面又は口頭をもつて、所轄の入国審査官又は入国警備官に対してしなければならない。

三 第六十一条の十 法務大臣は、出入国在留管理基本計画に基づいて、外国人の出入国及び在留を公正に管理するよう努めなければならない。

(通報)

第六十二条 何人も、第二十四条各号のいずれかに該当すると思料する外国人を知ったときは、その旨を通報することができる。

二 国又は地方公共団体の職員は、その職務遂行するに當つて前項の外国人を知つたときは、その旨を通報しなければならない。

三 矯正施設の長は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合において、刑期の満了、刑の執行の停止その他の事由(仮釈放を除く。)により釈放されるとき、又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号(同法第六十六条第一項の決定を受けた場合に限る。次項において同じ。)若しくは第三号の処分を受けて出院するとき(仮退院又は退院(更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第一

四 地方更生保護委員会は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号の執行を停止する場合における手続が終了した後、その執行をするものとする。ただし、刑の執行中に執行を停止するものとする。

二 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定又は第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定の通知 当該被疑者は、その執行を受けることができるものとする。

三 出国の制限を受けている外国人に係る退去強制令書は、当該出国の制限を受けている間は、その執行を停止するものとする。

四 入国審査官は、第四十五条又は第五十五条の八十四第二項の審査に当たつて、容疑者が罪を犯したと信ずるに足りる相当の理由があるときは、検察官に告発するものとする。

(出国制限対象者)

第六十三条の二 主任審査官は、前条第三項の規定により退去強制令書の執行を停止される外国人(刑事訴訟法の規定により身体を拘束されれていない者に限る。以下この条において「出国制限対象者」という。)に対し、法務省令で定められたところにより、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付すとともに、出国制限対象者条件指定書(当該条件その他法務省令で規定する事項を記載した書面をいう。)を交付するものとする。

二 出国制限対象者は、法務省令で定めるところにより、生活状況、前項の規定により付された条件の遵守状況その他法務省令で定める事項を遵守するものとする。

三 前二号に掲げるもののほか、外国人の入国及び在留の管理に関する施策に関する必要な事項

罪に係る現行犯人を受け取つた場合には、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法第二百三十三条（同法第二百十一条及び第二百十六条规定により準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該各号に定める措置をとることができる。

一 収容令書が発付されたとき 当該被疑者を書類及び証拠物とともに入国警備官に引き渡す措置

二 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定がされたとき 当該被疑者を釈放する措置並びに書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す措置

2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡しそう又は釈放する手続をしなければならない。（報償金）

第六十六条 第六十二条第一項の規定による通報をした者がある場合において、その通報に基いて退去強制令書が発付されたときは、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、その通報者に対し、五万円以下の金額を報償金として交付することができる。但し、通報が国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、この限りでない。

第六十七条 外国人は、次に掲げる許可を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、一万円を超えない範囲内において別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可

二 第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可

三 第二十二条第二項の規定による永住許可

四 第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同条第五項の規定による有効期間の延長の許可を含む。）

第六十七条の二 外国人は、第九条の二第一項若しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け、第十九条の二第一項の規定により就労資格証明書の交付を受け、又は第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づき同条第四項において準用する第十九条の十第二項の

規定により在留カードの交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十八条 外国人は、第六十二条の二の十五第五項の規定により難民旅行証明書の交付を受け、又は同条第七項の規定により難民旅行証明書に有効期間の延長の記載を受けるときは、手数料を納付しなければならない。

前項に規定する手数料の額は、難民条約附書第三項の定めるところにより、別に政令で定める。

(事務の区分)

第六十八条の二 第十九条の七第一項及び第二項(第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。)、第十九条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令等への委任)

第六十九条の二 第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令(市町村の長が行うべき事務については、政令)で定める。

(権限の委任)

第六十九条の三 出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理局長官に委任することができる。ただし、第二条の三第三項から第五項まで(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)、第二条の四第一項、同条第三項から第五項まで(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)並びに第七条の二第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する権限については、この限りでない。

出入国管理及び難民認定法に規定する出入国在留管理局長官の権限(前項の規定により委任された権限を含む。)は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。(経過措置)

第六十九条の三 出入国管理及び難民認定法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九章 罰則

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者許可等を受けて本邦に上陸し、又は第四章第二節の規定による許可を受けた者

二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者

二の二 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は第四章第二節の規定による許可を受けた者

三 第二十二条の四第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者で本邦に残留するもの

三の二 第二十二条の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）で本邦に残留するもの

三の三 第二十二条の四第七項本文（第六十一条の二の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

四 第十九条第一項の規定に違反して收入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つていると明らかに認められる者を経過して本邦に残留する者

五 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間（第二十条第六項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。）を経過して本邦に残留する者

六 仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

七 寄港地上陸の許可、船舶觀光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

七の二 第十四条の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に帰船し又は出国しないもの

八 第二十二条の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十条第三項本

文の規定又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項の規定による許可を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの八の二 第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの八の三 第五十五条の八十八の規定により出国命令を取り消された者で本邦に残留するもの八の四 第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた者で、仮滞在期間を経過して本邦に残留するもの九 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定を受けた者で、第四十四条の五第一項の規定による許可を受けないで報酬を受ける活動を行つたもの又は収入を伴う事業を運営する活動を行つたもの（在留資格をもつて在留する者を除く。）十 第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定を受けた者で、収入を伴う事業を運営する活動を行つたもの又は報酬を受ける活動を行つたもの十一 偽りその他不正の手段により難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者十二 第六十三条の二第一項に規定する出国制限対象者で、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つたもの前項第一号又は第二号に掲げる者が、本邦に上陸した後引き続き不法に在留するときも、同項と同様とする。

第七十条の二 前条第一項第一号から第二号の二まで、第五号若しくは第七号又は同条第二項の罪を犯した者については、次の各号に該当することの証明があつたときは、その刑を免除する。ただし、当該罪に係る行為をした後遅なく入国審査官の面前において、次の各号に該当することの申出をした場合に限る。

一 難民であること。

二 その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A（2）に規定する理由によつて害されるおそれがあつた領域から、直接本邦に入つたものであること。

三 前号のおそれがあることにより当該罪に係る行為をしたものであること。

第七十一条 第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国し、又は出国すること

2 嘗利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁判又は百万元以下の罰金二九十。

第七十四条の六 営利の目的で第七十条第一項第
禁行為は百万円以下の罰金に処する。

一号若しくは第二号に規定する行為（以下「不法入国等」という。）又は同項第二号の二に規

定する行為の実行を容易にした者は、三年以下の懲役又は三百円以下の罰金

の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

第七十四条の六の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の

権限のある機関から難民旅行証明書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受

二也、云々の美行を終つて、一の刀けた者

二 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、次に掲げる文書を所持し、提供し、又は

イ 旅券（旅券法第二条第一号及び第二号）

項に規定する渡航書を除く。以下この項において同じ)、乗員手帳又は再入国許可書

として偽造された文書
当該不法入国等を実行する者につれて効

日本語不満な國等を宣傳する者は、必ず乗員手帳又は再入国許可を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許

三 可書
第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯

す目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明書、

本国の機関のあら機関が難民旅行證明書、渡航證明書、乗員手帳又は再入国許可書の交

付を受けた者

す目的で、次に掲げる文書を所持し、又は收受する者

イ 旅券、乗員手帳又は再入国許可書として
受け取る。

口 偽造された文書
自己について効力を有しない旅券、乗員

2
手帳又は再入国許可書
管制の目的で前項第一号又は第二号の罪を犯

2 常和の目的で前項第一号又は第二号の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑及び五百万元以下の罰金に処する。

第七十四条の六の三 前条の罪（所持に係る部分を除く。）の未遂は、罰する。

第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三号、第七十三条の三から第七十三条の六まで、第七十四条の二（本邦内における輸送に係る部分を除く。）第七十四条の三並びに前三条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一号又は第二号に該当する外国人を藏匿し、又は隠避させた者は、三年以下の拘禁刑又は三百万元以下の罰金に処する。

二 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑及び五百万元以下の罰金に処する。

三 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十五条 第十条第五項（第四十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がなく出頭せず、宣誓若しくは証言を拒み、又は虚偽の証言をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項の規定に違反して在留力ードを受領しなかつた者

二 第二十三条第三項の規定に違反して在留力ードの提示を拒んだ者

第七十五条の三 第二十三条第二項の規定に違反して在留カードを携帯しなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反した者

二 第二十三条第三項の規定に違反して旅券の提示を拒んだ者

（両罰規定）

第七十六条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十七条の三、第七十二条の四、第七十三条の二若しくは第七十四条から第七十四条の六までの罪、第七十四条の六の二（第一項第三号及び第四号を除く。）の罪若しくはその未遂罪又は第七十四条の八の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。

一 第五十六条の規定に違反して入国審査官の執行を行ふ審査その他入国審査官の職務の執行を拒み、又は妨げた者

二 第五十六条の二の規定に違反して、外国人の旅券・乗員手帳又は再入国許可書の権限をしないで当該外国人を本邦に入らせた者

二 第五十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定に違反して報告をせず、又は同条第四項から第七項まで若しくは第九項前段の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三 第五十八条の規定に違反して上陸することを防止しなかつた者

四 第五十九条の規定に違反して送還を怠つた者

第七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の十八第一項（第一号を除く。）若しくは第二項（第一号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十四条の三第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十四条の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第四十四条の三第七項（第五十二条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第五十二条の三第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第五十二条の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十七条の三 第六十一条の八の三第二項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項若しくは第十九条の十第一項の規定による届出、第十九条の七第二項（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により返還され、若しくは第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される在留カードの受領又は第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第三項の規定による申請をしなかつたときは、五万円以下の過料に処す。

（没収）

第七十一条 第七十条第一項第一号、第七十四条第一項第一号、第七十四条第二項第一号、第七十四条第三項第一号、第七十四条第三項第二号、第七十四条第三項第三号の各号に該当する船舶等又は車両が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 第七十三条第一項第一号、第七十四条第一項第一号、第七十四条第二項第一号、第七十四条第三項第一号、第七十四条第三項第二号、第七十四条第三項第三号の各号に該当する船舶等又は車両が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二 前号に規定する犯罪が行われた後、その情報を所有していると認められるとき。

三 前号に規定する犯罪が行われた後、その情報を知らないでその船舶等又は車両を取得したと認められるとき。

附 則 抄

（施行期日）

左の政令は、廃止する。

出入国の管理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十九号）

不法入国者等退去強制手続令（昭和二十六年政令第三十三号）

附 則（昭和二十七年四月二八日法律第二二六号）抄

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二二六号）抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一四号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

1	この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。
附 則（昭和二十九年六月八日法律第一六号）抄	（施行期日）この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。
附 則（昭和二十九年六月九日法律第一六四号）抄	（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（昭和三〇年七月一二日法律第六六号）抄	（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三〇年三月一〇日法律第六号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

1	この法律は、昭和三十三年三月二五日法律第一七号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
附 則（昭和三三年五月一五日法律第一五号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。	（施行期日）この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
1	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

1	この法律は、昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
1	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
1	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	（施行期日）この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

1	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。	（施行期日）この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
2	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。	（施行期日）この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。	（施行期日）この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
4	前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものには、同法以	（施行期日）この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても同様とする。
5	この法律の施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。	（施行期日）この法律の施行による改正後の規定による出訴期間が進行している処分又は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。
6	この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な	（施行期日）この法律の施行前にされた行政事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。
7	この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間が進行している処分又は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。	（施行期日）この法律の施行前にされた行政事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

及び難民認定法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又は第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第四章第一節の規定による許可（以下この条において「上陸許可の証印等」という。）を受けた者に対する当該上陸許可の証印等に係る在留資格の取消しについても適用する。

第五条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行わないで在留しているものに対する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第十二条の四第一項第五号の規定の適用については、同号中「継続して三月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）施行後継続して三月」とする。

第六条 第二条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置

第六条 附則第一条第一号に定める日前に第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分であつて第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に効力を有するもの又は第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議の申出は、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分又は第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議の申出立とみなす。

第七条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十二条の二の二の規定は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の外国人であつて、前条の規定により第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による難民の認定又は難民の認定をしない処分を受けたとみなされるものに對しても適用する。この

場合において、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項中「前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした」とあるのは「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）の規定による難民の認定を受けている」と、同条第二項中「前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない处分をするとき、又は前項」とあるのは「在留資格未取得外国人について、旧法の規定による難民の認定をしない处分がされているとき（退去強制令書の発付を受けているときを除く。）、又は出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第七条の規定により適用される前項」とする。

附 則（平成一七年五月二五日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年六月二二日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中出入国管理及び難民認定法第五十四条第四号リの改正規定（旅券法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）第一条中旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三条の改正規定の施行の日又はこの法律の施行日のいずれか遅い日

二 第三条中出入国管理及び難民認定法第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十七条第一号の次に二号を加える改正規定の施行の日又はこの法律の施行日のいずれか遅い日

三 第三条中出入国管理及び難民認定法第六十二条の二の四第一項第五号の改正規定（出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）第二条の規定の施行

附 則 (平成一七年五月二十五日法律第五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

第七十条第一項第七号の二及び第七十二条第三号の改正規定並びに附則第八条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年五月一四日法律第四号)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の二第三項、第七条第一項第二号及び第二項、第五十一条、第五十二条第三項及び第四項並びに別表第一の五の表の改正規定並びに次条から附則第五条まで及び附則第七条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第五十七条、第五十八条及び第七十七条第二号の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条第一項第二号の改正規定、第六条に一項を加える改正規定、第七条に一項を加える改正規定、第九条、第十条、第十一條第一項、第十三条第四項、第十三条の二第一項、第十四条から第十八条の二まで、第二十二条第二項ただし書及び第二十二条の四第一項第一号の改正規定、第二十四条の改正規定(同条第三号の次に二号を加える部分を除く)、第七十条第一項第七号の二及び第七十二条第三号の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際に、附則第七条の規定による改正前の構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号。以下「旧特区法」という。)第二十五条又は第二十六条に規定する活動であつて次の各号に掲げるものを行ふ者としての前条第一号に掲げる規定にて在留する者は、当該各号に定める活動を行ふ者としての同条第一号に掲げる規定による改正(「旧法」という。)別表第一の五の表の上欄の在留資格(以下「旧在留資格」という。)をもつて在留する者は、当該各号に定める活動を行ふ

2
前条第一号に掲げる規定の施行の際に、旧在留資格をもつて在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可是、前項の規定によりみなされる新在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。

四 旧特区法第十二条第一項に規定する特定情報処理家庭常在活動（以下「旧特定情報処理家庭常在活動」という。）新法別表第一の五の表の下欄（ハ中新特定情報処理活動に係る部分に限る。）に掲げる活動（以下「新特定情報処理家庭常在活動」という。）

三 旧特区法第二十五条第一項に規定する特定研究等家族滞在活動（以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。）新法別表第一の五の表の下欄（ハ中新特定研究等活動に係る部分に限る。）に掲げる活動（以下「新特定研究

二 旧特区法第二十五条第一項に規定する特定研究等活動（以下「旧特定研究等活動」という。）新法別表第一の五の表の下欄（イに係る部分に限る。）に掲げる活動（以下「新特定研究等活動」という。）

三 旧特区法第二十六条第一項に規定する特定情報処理活動（以下「旧特定情報処理活動」という。）新法別表第一の五の表の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動（以下「新特定情報処理活動」という。）

後の出入国管理及び難民認定法（以下「新法」という。）別表第一の五の表の上欄の在留資格（以下「新在留資格」という。）をもつて在留する者とみなす。この場合において、新在留資格に応じて行うことのできる活動は旧在留資格に応じて行うことのできた活動とし、新在留資格に伴う在留期間は旧在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。

（施行期日）
号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日）
行する。

附 則（平成一九年七月六日法律第一〇八号）抄

四 旧特定情報処理家族滞在活動 新特定情報
處理家族滞在活動

申詣	申詣
一 旧特定研究等活動	新特定研究等活動
二 旧特定情報処理活動	新特定情報処理活動
三 旧特定研究等家族滞在活動	新特定研究等

は、次の各号に掲げる活動を行おうとする者としての旧在留資格の区分に応じ、当該各号に定める活動を行おうとする者としての新在留資格に係る新法第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による許可の

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした旧特区法第二十五条第五項各号（旧特区法第二十六条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる外国人についての在留資格に係る旧法第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による許可の申請

第七条の二第一項の証明書を提出して新法第六条第二項の上陸の申請をした場合には、新法第七条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、旧特定研究等活動、旧特定情報処理活動、旧特定研究等家族滞在活動又は旧特定情報処理家族滞在活動に該当する活動に係る証明書の記載は、それぞれ、新特定研究等活動、新特定情報処理活動であつて同条第一項第二号に規定する法務省令で定める基準に適合するもの、新特定研究等家族滞在活動又は新特定情報処理家族滞在活動に該当する活動に係る証明書の記載とみなす。

の改正規定（同項第三号に係る部分を除く）及び第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定並びに附則第六十条の規定 公布の日

二 第一条中入管法第二十三条（見出しを含む。）、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち出入国管理及び難民認定法

〔施行期日〕
第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日附 則（平成二〇年五月二日法律第三〇号）抄

との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）次の改正規定及び同法第六十

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

行為を行つた者に対する退去強制については、
おなじ前の例による。

第二条 入管法第二十四条第三号の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に入管法第二十四条第三号に規定する行為を行い、唆し、又はこれを助けた者について適用し、第三号施行日前に第一条の規定による改正前の入管法（以下「旧入

（同項第三号に依る部分に附する） 強制執行の権限からすべての者の保護に関する国際条約が日本国について努力を生ずる日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

五 条（附則第二十七条第一項に係る部分に限
る。）及び第四十二条の規定 公布の日から
起算して一年六月を超えない範囲内において
政令で定める日

第一条中入管法第五十三条第三項の改正規

〔第一十一条第四項（）の下に「第二十二条第四項
四項及び」を加え、「第二十二条第四項
を削る改正規定 公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日
四 附則第十三条（第六項を除く。）、第十四
条、第二十七条（第五項を除く。）、第三十五

三 第一条の規定（入管法第二十三条（見出しを含む）、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く。）並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条（第六号を除く。）及び第五十五条の規定、附則第五十三条中雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の眞中

第三十九条 施行日以後に、次の各号のいずれか

を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

め
る。

附則（平成二六年六月一八日法律第七十
四号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から（施行期日）

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中出入国管理及び難民認定法第五十
二条に一項を加える改正規定及び同法第五十

二条は一項に於ける改正規定及び同法第三十九条の二第一項の改正規定並びに附則第六条の規定によるもの。

二 第一条中出入国管理及び難民認定法の目次 の規定 公布の日

及び第六条第一項ただし書の改正規定、同法第十四条の次に一条を加える改正規定、司法

第十五条第六項、第二十三条第一項及び第二
二十四条の二三規定、同法第四章第四節中第十二

十四条の改正規定 同法第四章第四節中第二十六条の二の次に一条を加える改正規定並び

に同法第五十七条、第五十九条第一項、第六十一条の二の四第一項第二号、第七十条第一

項、第七十二条、第七十三条の二第二項第三項、第七十七条第二号及び川表第一の四の表

号第七十七条第二号及び別表第一の四の表
留学の項の改正規定並びに附則第四条及び第

七条の規定並びに附則第八条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

律（平成十四年法律第二百五十一号）別表出入
国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第

国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「及び第六項」の下に

一、第十四条の二「第四項」を加える改正規定
平成二十七年一月一日

三 第二条の規定及び附則第八条（前号に掲げる女王規定を除く。）の規定 公布の日から

る改正規定を除く)の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において

（退去強制に関する経過措置） 政令で定める日

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」と
いふ。）前記第一項の規定による改正前の出入

い。前記第一項の規定による改正前の出入
国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」とい

う。第二十四条第四号イに規定する行為を行つた者に対する退去強制については、なお従前

の例による。

第六十一条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況する。法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする。

第一項の罪又は同法附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八十二条（自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律附則第十四条の規定によりなお前述の例によることとされる場合における当該規定を含む。）とする。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行

(退去強制に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」という。）第二十四条第四号イに規定する行為を行つた者に対する退去強制については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に（在留資格に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の投資・経営の在留資格をもつて在留する者は、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新入管法」という。）別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもつて在留する者とみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該投資・経営の在留資格に伴う在留期間が満了する日におけるまでの期間とする。

この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の技術又は人文知識・国際業務の在留資格をもつて在留する者は、新入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の在留資格をもつて在留する者とみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該技術又は人文知識・国際業務の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間ととする。

五の表の上欄の在留資格(以下この項においては「旧在留資格」という。)をもつて在留する者は、新入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格(以下この項において「新在留資格」という。)をもつて在留する者とみなす。この場合において、新在留資格に応じて行うことのできる活動は旧在留資格に応じて行うことのできた活動とし、新在留資格に伴う在留期間は旧在留資格に伴う在留期間が満了する日から当該の日までの間の合計期間とする。

4 までの期間とする。
この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の
二の表の投資・経営・技術若しくは人文知識・
国際業務の在留資格又は旧入管法別表第一の五
の表の上欄の在留資格をもつて在留する者が旧

は、当該許可は、前三項の規定によりみなされる新入管法の在留資格について受けた新入管法第十九条第二項の許可とみなす。この場合において、旧入管法第十九条第二項の規定に基づき付された条件は、新入管法第十九条第二項の規定に基づき付された条件とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の

五の表の下欄（三に係る部分に限る。）に掲げる活動のうち次の各号に掲げるものを行ふ者としての同表の上欄の在留資格をもつて在留する者であつてその後引き続き本邦に在留するものは、新入管法第二十条の二第一項（第一号に係

る部分に限る。) の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(新入管法別表第一の二の表の

門職の在留資格（新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更を受けることができる。この場合において、新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号中「前号に掲げる活動」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）附則第三条第五項各号に掲げる活動」とする。

究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

二 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文学科の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に從事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を

三　本邦の當利を目的とする法人若しくは法律上資格を有する者が行うこととしている法律若しくは会計に係る業務を行うための事務所の經營若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する活動
(在留資格認定証明書に関する経過措置)
第四条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活

動を行おうとするものから、あらかじめ申請があり、施行日前に、該当外国人に対し、該当各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

項の下欄第一号イからハまでに掲げる活動
同表の高度専門職の在留資格(同表の高度専
門職の項の下欄第一号イからハまでに係るも
の)に限る。)

二 新入管別表第一の二の表の経営・管理の
項目の下欄に掲げる活動 同表の経営・管理の
在留資格

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二六年一月二一日法律第
一三号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附 則 (平成二七年六月二十四日法律第

施行期日（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則（平成二八年一月二八日法律第八八号）
(施行期日)

（在留資格の取消しに関する経過措置）

二 第十九条の十六第一号及び別表第一の二の表の改正規定並びに附則第五条の規定の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

一 附則第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

当該各号に定める日から施行する。

（この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法（次条第一項において「旧法」という。）第二十二条の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう。）について同項第三号に規定する「前項の前に受けた上陸許可の証印等（この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法（次条第一項において「旧法」という。）第二十二条の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう。）」

第三条 施行日前に日法第二十二条の四第一項
（退去強制に関する経過措置）
ける事実が判明した場合における在留資格の拒
消しについては、なお従前の例による。

(第三号に係るものに限る。以下この項において同じ。)の規定により在留資格を取り消された者及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における日去第二十二条の四

2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法（次条において「新法」という。）第二条による。

十四条第四号ル（（2）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号ル（2）に掲げる行

規定は、施行日以後に同号ル（2）に掲げる行為をあり、唆し、又は助けた者について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもの
ごとににより、第二号施行日前に、当該外国人に
対し、同表の介護の在留資格に係る在留資格認
定証明書を交付することができる。

は、政令で定める。

附 則（平成二八年一月二八日法律第
八九号）抄

（施行期日）

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う二五法第第三十五条（別表第三の引二規定に附る。）、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

第十三条 この法律の施行の際に旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者並びに第三項第一号及び第四項

の規定による上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）を受けて在留する者の在留資格及び在留期間については、なおな

第十一条 第二条改正後入管法第五十五条の十八の規定は、この法律の施行の際に第二条改正後入管法第一条第十六号に規定する入国者収容所等に収容されている被収容者（第二条改正後入管法第五十五条の四第一項に規定する被収容者をいう。以下この条において同じ。）についても、適用する。この場合において、第二条改正後入管法第五十五条の十八第一項中「その入国者収容所等における収容の開始に際し」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行後速やかに」とする。

2
この法律の施行の際現に第二条改正前入管法第五十四条第二項の規定により仮放免されてゐる者又は前項の規定によりなお従前の例により仮放免される者に対する当該仮放免の効力及びその取消しについては、なお従前の例による。
(被收容者の処遇に関する経過措置)

第九条 第一条改正後入管法第五十四条第二項から第七項までの規定は、施行日以後に入管法第五十四条第一項の規定によりされる仮放免の請求により又は職権で行う処分について適用し、施行日前に同項の規定によりされた仮放免の請求であつてこの法律の施行の際その処分がされていらないものに対する処分（保証金の納付に関する処分を含む。）については、なお従前の例による。

5
入国整備官は、前項に規定する期間が三月を超過して続いているときは、当該超えて継続する期間が三月を経過することに、速やかに、二条改正後入管法第五十二条の八第六項の規定に準じて、第一項から第三項までの規定により定めた退去のための計画の進捗状況を主任審査官に報告しなければならない。この場合においては、第二条改正後入管法第五十二条の八第三項から第五項までの規定を準用する。
(仮放免に関する経過措置)

は、速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第二項の規定に準じて、主任審査官に対し、前三項の規定により定めた退去のための計画を提出するとともに、その進捗状況を報告しなければならない。この場合においては、第二条改正後入管法第五十二条の八第三項から第五項までの規定を準用する。

3
いる被收容者の所持品（現金を除く。）は、第三条改正後入管法第五十五条の二十五第二号に掲げる物品とみなして、第二条改正後入管法第五十五条の二十八の規定を適用する。
第二条改正後入管法第五十五条の二十八の規定を適用する。

第二条改正後入管法第六十一条の二の三の規定は、施行日前に第二条改正前入管法第六十二条の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けた者及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けた者については、適用しない。
(仮滞在の許可に関する経過措置)

二第一項の規定による許可をしない場合においては、当該在留資格未取得外国人が施行日前に退去強制令書の発付を受けているときにおける当該在留資格未取得外国人に対する在留を特別に許可すべき事情があるか否かの審査及び当該該情がある場合における在留資格に係る許可並びに当該許可をする場合における仮上陸の許可又は第1条改正前入管法第三章第四節の規定により上陸の許可若しくは第一条改正前入管法第三章第四節の規定による上陸の許可の取消しについては、なお従前の例による。

項又は第二項（第一条改正前入管法第六十一条の二第一項又は第一条改正後入管法第六十一条の二第一項若しくは第二項をいう。以下同じ。）の申請をした在留資格未取得外国人（入管法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未取得外国人をいう。以下この項並びに附則第十五条及び第十七条において同じ。）について、施行日以後に難民の認定をしない处分をする場合（入管法第六十一条の二第三項（附則第三条の規定により適用される場合を含む。）の規定により補完的保護対象者の認定を行う場合を除く。）若しくは補完的保護対象者の認定をしない处分をする場合又は入管法第六十一条の二の二

(在留資格に係る許可に関する経過措置)
第十一條 施行日前に入管法第六十一条の二第二

第五十五条の六十四第一項の規定により保管されている信書とみなす。

収容者の通信であつてこの法律の施行の際に第二条改正前入管法に基づく命令の規定により預置されているものは、第二条改正後入管法

法第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた者に対しても第二条改正前入管法第六十一条の二の四第三項の規定により付された条件及び当該許可の取消しについては、なお従前の例による。

2 格未取得外国人について適用する。
前項の在留資格未取得外国人がこの法律の施行日前に入管法第六十一条の二第一項又は第二項の申請を行ったことがある者である場合における第二条改正後入管法第六十一条の二の九第三項第一号の規定の適用については、同号中「これらの申請」とあるのは「これらの申請（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行の日前に行われた第六十一条の二第一項及び第二項の申請を含む。）」と、「なつたこと」とあるのは「なつたこと」（第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）第七十五条の規定による改正前の第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことを含む。）」とす

（難民認定申請等と退去強制手続との関係に關する経過措置）

第十五条 第二条改正後入管法第六十一条の二の九第四項の規定は、施行日以後に入管法第六十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けた外国人について、当該許可を受けた時に第二条改正前入管法第二十四条各号の事由のいずれかに該当していたことを理由とする退去強制手続については、なお従前の例による。

第十四条 施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第

第一項の規定は、施行日以後に入管法第六十九条の二の四第一項の規定による許可を受けた者について適用する。
(在留資格に係る許可と退去強制手続との関係)

法務大臣は、入管法第六十一条の二第一項又は第二項の申請に際し、難民の認定又は補完的保護対象者の認定に関する資料が適切に提出されるよう、第二条改正後入管法第六十一条の二第一項の規定の内容を難民の認定又は

(事実の調査に関する経過措置)
第十七条 施行日前に入管法第六十一条の二第二項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国人について附則第十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可に関する处分を行うための事実の調査については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(拘禁刑に関する経過措置)

第十九条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの

第十六条 (難民旅行証明書の有効期間に関する経過措置)
施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付された難民旅行証明書の有効期間については、なお従前の例による。

伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）第七十五条の規定による改正前の入管法第六十一条の二の四第五項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することとなつたことがある在留資格未取得外国人からこの法律の施行日以後、入管法第六十一条の二第一項又は第二項の申請があつたときは、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料が適切に提出されるよう、当該在留資格未取得外国人に対して第二条改正後入管法第六十一条の二の九第四項の規定の内容その他必要な事項を教示するものとする。

項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することとなつたこと又は行政不服審査法の施行に

4 法務大臣は、この法律の施行日前に本邦にある間に二回以上入管法第六十一条の二第一項又は第二項の申請を行い、いずれの申請についても第二条改正前入管法第六十一条の二の第四第五

間における第二条改正後入管法第五十条第一項ただし書、第六十一条の二の五第一項ただし書及び第六十一条の二の九第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役若しくは禁錮」とする。
 2 刑法施行日以後における刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る第二条改正後入管法第五十条第一項ただし書、第六十一条の二の五第一項ただし書及び第六十一条の二の九第四項第二号の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。
 3 刑法施行日の前日までの間ににおける第二条改正後入管法第七十一条の六の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(刑事訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第二条改正後入管法第五十五条の第二項第三号の規定は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号。以下「刑法等改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、適用しない。

（行政不服審査法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号。以下「デジタル規制改革推進法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第二条改正後入管法第五十五条の七十二第二項及び第五十五条の七十三第三項の規定の適用については、これらの規定中「総務省令」とあるのは「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」と、「法務省令」とあるのは「掲示して」とする。（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第十二条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第三十二条及び第十三条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄

（施行期日）

一 附則第六条及び第二十九条の規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）
第十四条 施行日前に第一条改正前大麻法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に有罪の判決を受けた者に対する退去強制については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年六月二一日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
 一 附則第十一条の規定

（政令への委任）

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第十二条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第三十二条及び第十三条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄

（施行期日）

一 附則第六条及び第二十九条の規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（在留資格認定証明書に関する準備行為）
第三条 法務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本邦に上陸しようとする外国人（入管法第二条第一号に規定する外国人をいう。以下同じ。）であつて新入管法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、

表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、

同表の企業内転勤の在留資格（同表の企業内転勤の項の下欄第二号に係るものに限る。）に係る在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。附則

第八条第三項において同じ。）を交付することができる。

（政令への委任）

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政府の措置）

4 政府は、本邦に在留する外国人に係る社会保険制度及び公租公課の支払に関する事項並びに新入管法第二十二条第二項及び第二十二条の四第一項の規定その他の新入管法及び育成労法の規定の趣旨及び内容について、本邦に在留する外国人及び関係者に周知を図るものとする。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第二条の三の改正規定、入管法第二条の四の改正規定及び入管法第六十九条の二第一項ただし書の改正規定並びに次条から附則第五条まで並びに附則第十五条、第二十三条规定及び第二十四条第四項の規定は、公布の日から施行する。

（基本方針等に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第二条の三第四項及び第二条の四第三項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に行う基本方針（新入管法第二条の三第一項に規定する基本方針をいう。）の作成及び変更並びに分野別運用方針（新入管法第二条の四第一項に規定する分野別運用方針をいう。）の作成及び変更について適用する。

（在留資格認定証明書に関する準備行為）
第三条 法務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本邦に上陸しようとする外国人（入管法第二条第一号に規定する外国人をいう。以下同じ。）であつて新入管法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、

同表の企業内転勤の在留資格（同表の企業内転勤の項の下欄第二号に係るものに限る。）に係る在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。附則

第八条第三項において同じ。）を交付することができる。

（政令への委任）

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年六月二一日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第十二条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第三十二条及び第十三条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

一 附則第六条及び第二十九条の規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（在留資格認定証明書に関する準備行為）
第三条 法務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本邦に上陸しようとする外国人（入管法第二条第一号に規定する外国人をいう。以下同じ。）であつて新入管法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、

同表の企業内転勤の在留資格（同表の企業内転勤の項の下欄第二号に係るものに限る。）に係る在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。附則

二 道 報	在留資 格	高度専 門職	本邦において行うことができる活動
外 国 の 報 道 機 関 と の 契 約 に 基 づ い て 行 う 取 材 そ の 他 の 報 道 上 の 活 動	一 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動	ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に從事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する活動
ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行ひ若しくは当該事業の管理に從事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する活動	二 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動	イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動	ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行ひ又は当該事業の管理に從事する活動

技術・人 文知 識・國 際業 務	教育	研究	医療	法律・会 計業 務	管理	経営・	
本邦の公私機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他的人文学科の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基づく思考若しくは感受性を必要とする業務に從事する活動（一）の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に關してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	本邦の公私機関との契約に基づいて研究を行なう業務に從事する活動（二）の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に從事する活動	本邦の公私機関との契約に基づいて研究を行なう業務に從事する活動（二）の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に從事する活動	本邦の公私機関との契約に基づいて研究を行なう業務に從事する活動（二）の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。	（イ）から（ハ）までのいずれかに該当する活動を除く。）

技能実習	特定技能	技能	興行	介護	企業内転勤
イ 技能実習法第八条第一項の認定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受ける活動	本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	演劇・芸術・演奏・スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。)	本邦に本店・支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	本邦に本店・支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
イ 技能実習法第八条第一項の認定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受ける活動	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	演劇・芸術・演奏・スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。)	本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行なう業務に従事する活動	本邦に本店・支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動

在留資格	文化活動	在留	本邦において行うことができる活動	
			短期滞在	長期滞在
特定活動	本邦において行うことができる活動	五	本邦において行うことができる活動	本邦において行うことができる活動
法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	本邦において行うことができる活動	六	本邦において有する身分又は地位	本邦において有する身分又は地位
			格在留者等の配偶者	格在留者等の配偶者
			永住者等の配偶者	永住者等の配偶者
			日本人の配偶者	日本人の配偶者
			法務大臣が永住を認める者	法務大臣が永住を認める者
			日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者
			本邦に在留している者	本邦に在留している者
			法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認められる者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認められる者

別表第二（第二条の二、第七条、第二十二条の四、第六十一条の二の二、第六十三条の二の十一関係）